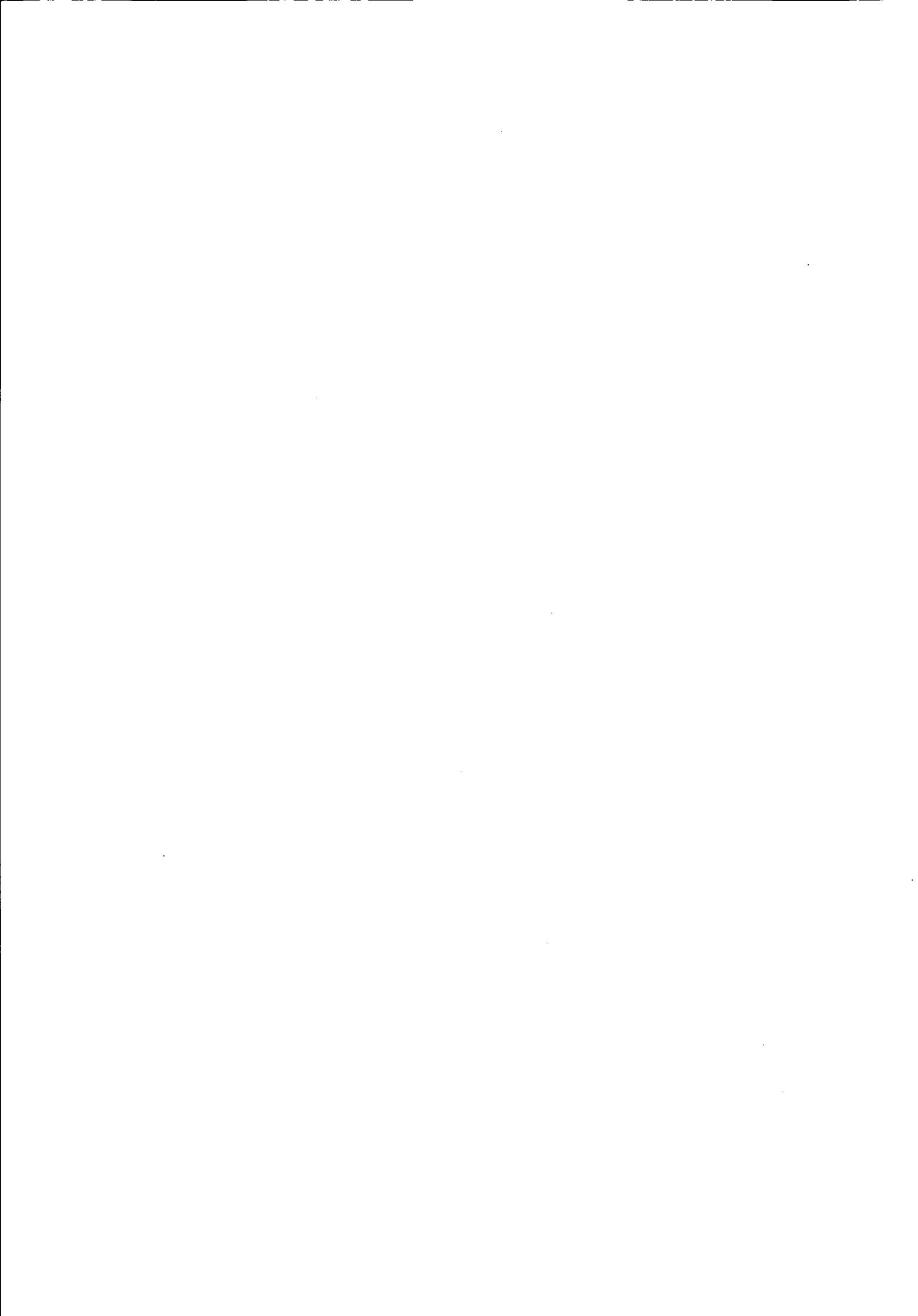
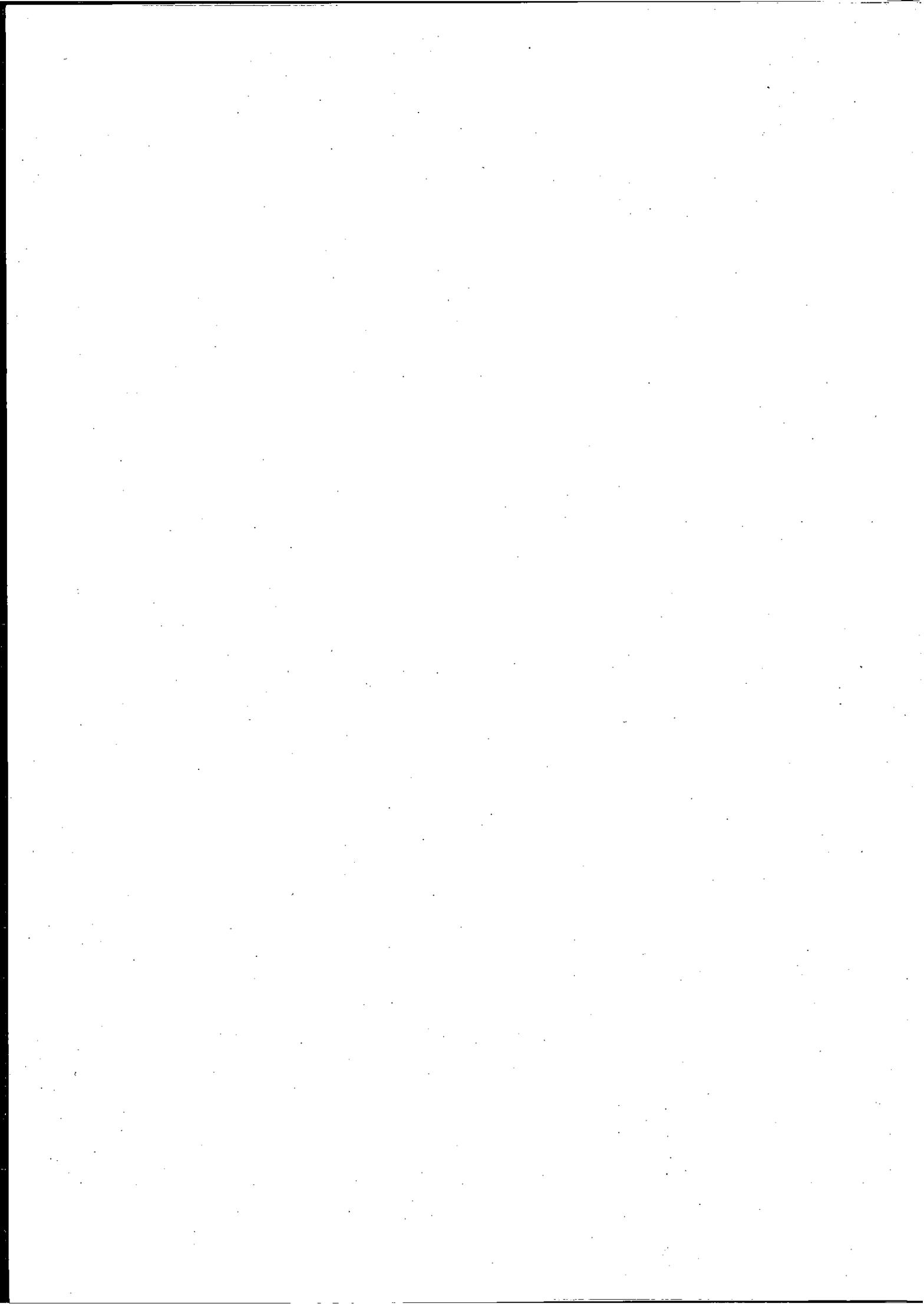


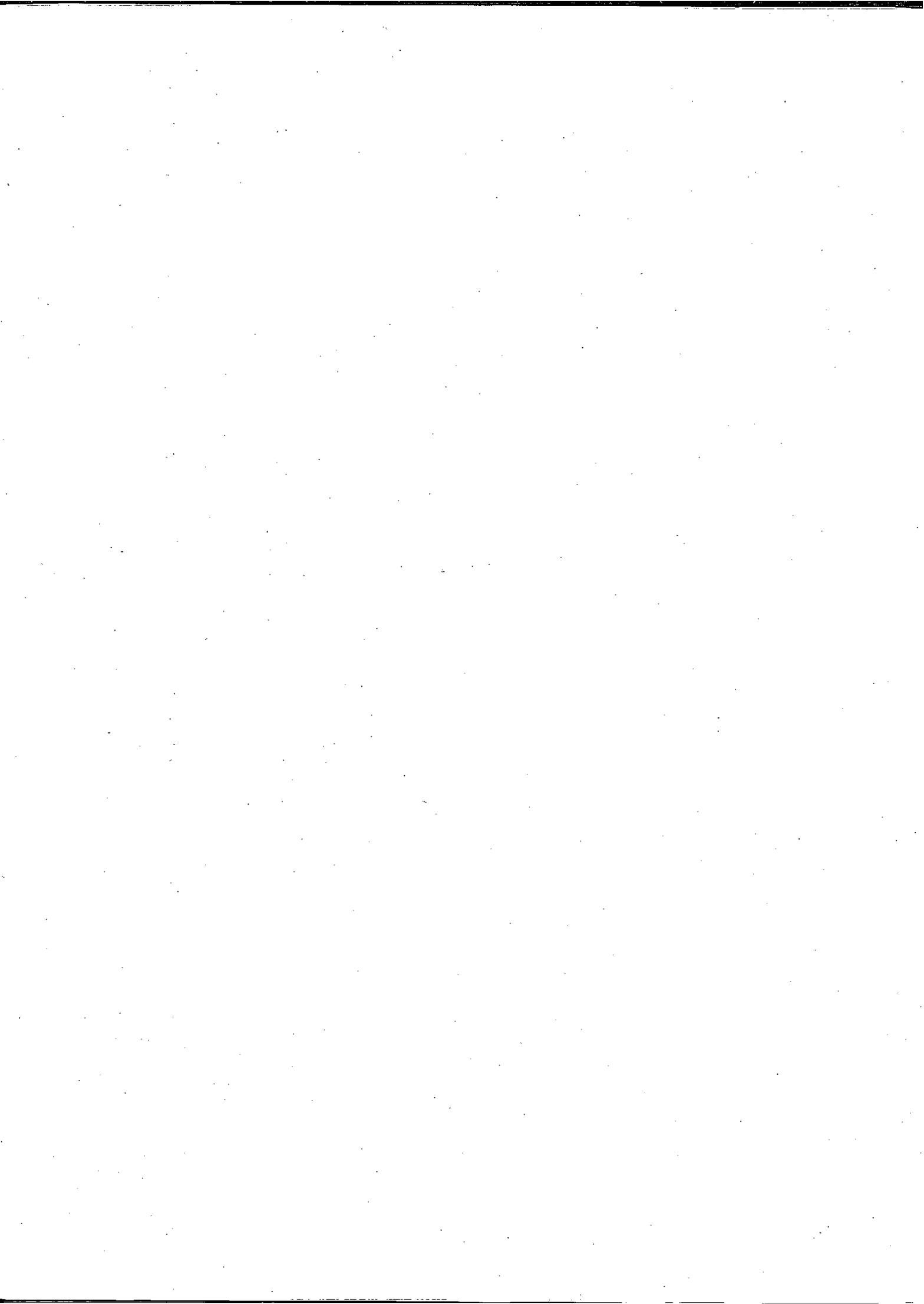
データベース利用料金条件に関する調査報告書

昭和63年3月

財団法人 データベース振興センター







はじめに

わが国の情報化は近年著しく進展しており、データベースも大企業を中心とした活用から、中堅・中小企業、また、東京を中心とした大都市圏から地方中核都市での利用の拡大、さらには、家庭において個人が利用するケースも最近増えつつあります。

しかし、データベースを実際に利用する場合、利用料金体系や遵守事項について「よく分からない」とのユーザの声が聞かれます。

この状況に鑑み、本報告書は、特に利用者の視点に立ち、「データベースの料金体系はどうなっているのか」、「データベースを利用するにはいくら位かかるのか」、また、「著作権やダウンロードについては、どうなっているのか」ということに関する素朴な疑問に答えるためにまとめたものです。

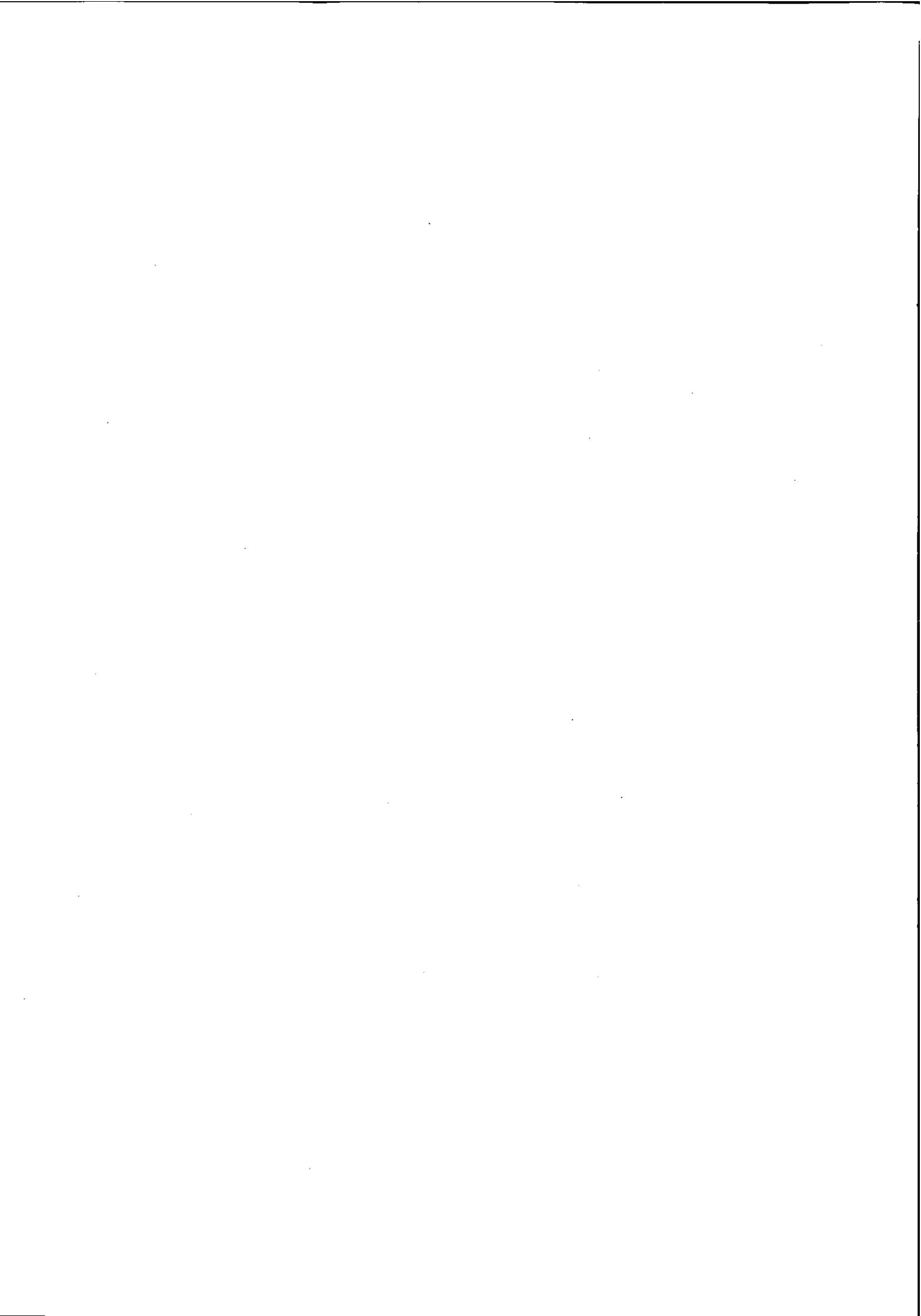
構成は大きく二つに分かれ、第1章は利用料金体系を、また第2章では利用規制などの事項を具体的に取りまとめました。広く関係者の参考になれば幸いです。

最後に、本報告書を取りまとめるにあたり、ご協力をいただきました委員の方々をはじめ、関係各機関の皆様方に心より感謝の意を表します。

昭和 63年 3月

財団法人 データベース振興センター

理事長 円城寺 次郎



データベース利用料金等動向調査委員会委員名簿

| | | |
|-----|------|-----------------------------|
| 委員長 | 白岩謙一 | 神戸国際情報システム(株)代表取締役社長 |
| 委員 | 浅野貞泰 | 清水建設(株)技術本部プロジェクト部 |
| | 内田和義 | 通商産業研究所 政策情報システム部調査官 |
| | 大場泰博 | (株)茨城総合研究所 専務取締役 |
| | 黒田英一 | (社)日本リサーチ総合研究所 研究第一部 副主任研究員 |
| | 柴田郁夫 | アイデンティティ・サポート研究所 |
| | 竹川征次 | (株)ドゥタンク・ダイナックス 代表取締役 |
| | 中野孝幸 | 日本情報サービス(株)社会システム営業部 次長 |
| | 藤野幸嗣 | 梅林建設(株)東京支店 営業部 主任 |
| | 松田益義 | (株)MTS雪永研究所 代表取締役社長 |
| 事務局 | 小泉幸一 | (財)データベース振興センター |



目 次

はじめに

データベース利用料金等動向調査委員会委員名簿

第1章 データベース利用料金体系

| | |
|--------------------------------|----|
| 1.1 課金の構成要素 | 1 |
| 1.1.1 契約時に支払うもの | ” |
| 1.1.2 利用時に課金されるもの | ” |
| ① 従量制課金 | 2 |
| ② ファイル別課金 | ” |
| ③ CPU 課金 | ” |
| ④ 固定制課金 | ” |
| ⑤ 最低規定料金(単位期間ミニマムチャージ) | ” |
| ⑥ ヒット・チャージ制料金 | ” |
| ⑦ 会員制料金 | ” |
| 1.1.3 通信回線利用により発生するもの | ” |
| 1.2 情報別によるデータベース利用 | 3 |
| 1.2.1 文字情報 | ” |
| 1.2.2 通信料金 | 6 |
| 1.2.3 数値系情報 | 7 |
| 1) 初期費用 | ” |
| 2) データベース利用費用 | 8 |
| 従量制の利用費用 | ” |
| 固定制の利用費用 | ” |
| 1.3 データ伝送システムと通信料金体系 | 10 |
| 1.3.1 専用線と回線交換、蓄積交換(パケット交換) | ” |
| 1) 専用線 | 11 |
| 2) 回線交換 | ” |
| 3) 蓄積交換(パケット交換) | ” |
| 1.3.2 国内での通信利用 | 12 |
| 1) 専用のアクセス・ポイントを利用するもの | ” |
| 2) パケット交換網を利用するもの—NTTのDDX回線— | 13 |
| 3) パケット交換網を利用するもの—個人向けVANサービス— | 15 |
| 1.3.3 海外への通信接続 | 17 |
| 1) 直接アクセス | ” |
| 2) KDDのVENUS-P利用によるもの | ” |
| 3) 国際VANの利用 | ” |
| 4) ゲートウェイとしての商用パソコン・ネットワークの利用 | 19 |

第2章 データベースをめぐる利用制約と国際的動向

| | |
|--------------------------------------|----|
| 2.1 データベースと著作権 | 21 |
| 2.1.1 データベースと著作権 | ” |
| 2.1.2 データベースの法的な位置づけの概要 | ” |
| 2.1.3 法的保護の内容 | 23 |
| 1) データベースそれ自体としての著作権 | ” |
| ① データベースの定義と著作権保護の内容 | ” |
| ② データベース著作権紛争の実例 | 24 |
| ③ アイデアには著作権はない | 25 |
| 2) データベース内に蓄積されたデータの利用に関する著作権 | ” |
| ① 個々のデータの著作権は書籍などの扱いと同じ | ” |
| ② ダウン・ローディングの問題点 | 26 |
| 2.1.4 国際的な動向 | 27 |
| 2.1.5 今後の課題 | 28 |
| 2.2 加入等の契約条件にみるユーザ遵守事項(制約アイテム) | ” |
| 1) 国内データベース | 29 |
| 2) 国外データベース | 31 |
| 3) パソコン通信 | 33 |
| 2.2.1 ダウン・ローディング | 35 |
| 2.2.2 代行検索の認可 | 36 |

おわりに (効率的なデータベース活用の指針)

第 1 章

データベース利用料金体系



第1章 データベース利用料金体系

1.1 課金の構成要素

商用オンライン・データベースは、データベースの提供者ごと、ならびにデータベースごとに利用料金の計算方法が異なる。利用料金体系は図1のように整理でき、構成するものとしては次の3つが考えられる。

1. 契約時に支払うもの
2. 利用時に課金されるもの
3. 通信回線利用により発生するもの

以下、具体的に説明する。

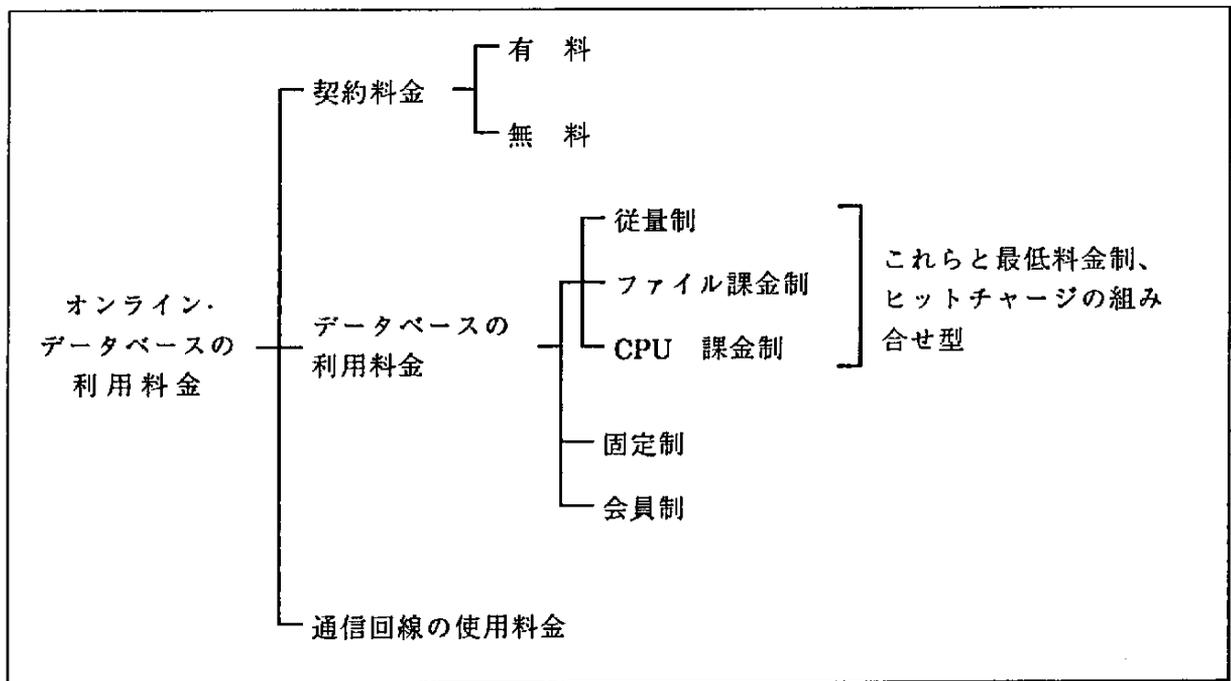


図1 オンライン・データベースの利用料金体系

1.1.1 契約時に支払うもの

データベース利用の契約時に支払うもので、一般に一時的な費用である。提供者によって、またデータベースによって有料と無料の場合がある。有料の場合は、料金の中にマニュアル代、シソーラス代、講習会受講費等を含んでいることが多い。

1.1.2 利用時に課金されるもの

いわゆる情報の価値に対する費用と情報処理費用を合わせたものである。情報の利用量に比例して課金されるタイプと利用量によらないタイプがある。利用量によるものとしては従量制、ファイル課金制、CPU課金制があり、利用量によらないタイプとしては固定制がある。また中間型としては、最低料金制や、ヒットチャージと従量制等を組み合わせたものがある。その他、特定の会員のみ利用を許す会員制がある。

① 従量制課金

ホストコンピュータとの接続時間 に比例して、1分いくらというように課金する方式である。また、その変形として接続1回あたりいくらという方式もあり、ヒットチャージと抱き合わせのことが多い。

② ファイル別課金

利用時間によるものではなく、検索出力したファイルごとに料金を加算していく方式である。
(例： 帝国データバンクの「COSMOS1」)

③ CPU課金

データベースを提供するホストコンピュータのCPU動作時間に比例して料金を加算する方式で、あらかじめ使用料を見通すことは難しい。

④ 固定制課金

定められた料金を支払えば一定期間無制限にデータベースを利用できる方式である。
(例： 市況情報センターの「ビデオーI」)

⑤ 最低規定料金(単位期間ミニマムチャージ)

データベースを全く利用しなくとも、月間あるいは年間の最低料金が課金されるもので、最低料金を越える利用については、従量制、CPU課金制等が適用される。

⑥ ヒットチャージ制料金

ユーザーが最終情報に到達した時点でヒット・チャージ(オンライン出力料)をとるもの。「INFOCUE(EasyNet)」のように海外データベースではヒットチャージ制をとるものが多い。この場合も、従量制やCPU課金制と組み合わせになるのが通常である。

⑦ 会員制課金

同じシステム内、データベース内でも特定の手続を済ませたユーザ(会員)でなければアクセスできないファイルがある。

(例： ユサコ株式会社が代理店となる「Pergamon ORBIT」の一部のファイルなど)

1.1.3 通信回線利用により発生するもの

データベースをオンラインで利用する場合には、何らかの通信回線を使うことになる。通信回線には、加入電話回線、専用回線、VENUS-P(国際公衆データ伝送サービス)、国際VANシステム、国際専用回線などの種類がある。

1.2 情報別によるデータベース利用料金

データベースには、企業組織体、あるいは公共機関等その内部のコンピュータを使用する内部データベースと、通信衛星や海底ケーブルとリンクした公衆電話回線や専用回線経由で使用される国内外の外部商用データベースの二種類がある。

内部データベースでは一概に使用料金とか通信料金を算出することはできないが、一般管理費の観念の中で利用料金を気にすることなくむしろ自由に処理できる面がある。

これに反し、外部商用データベースは、それぞれのシステムと建前から相違が多く、利用料金も運用次第という面があり、最近とみに多種多様な形となって来た。オンライン、またはオフラインによる情報検索を実行する場合、これを効率良く利用するためにはそれぞれの特性ならびに料金体系を十分に熟知しておく事が望ましい。

データベースには、『文字情報』と『数値系情報』とがあり、料金構成面でかなりの相違がある。このため、本章では各々を別々にとりあげ、パソコン通信の事例もあげてデータベース運用上での参考とする。

1.2.1 文字情報

図形や表などを伴わず、タイトル、テーマあるいは抄録、全文等を基本構成として提供されるものである。現在最も広く利用されているものがこれに相当する。

数的には圧倒的に海外ものが多いが、国内版も、次第に充実して増えて来た。データベースによってその料金体系も様々に変わるが、表1にその概要を挙げる。

表1 文字情報で課金対象となる項目内容の一覧

| 項 目 | 具体的な内容 | 備 考 |
|------------|--|--|
| 加入初期に要するもの | <ul style="list-style-type: none"> ◇加入契約書提出と承認(パスワード発行) ◇マニュアル、シソーラス、ユーザエイドなど 刊行物の購入/調達費 ◇トレーニング、セミナー参加費 ◇(会員制の場合)メンバーフィー | 原則として、パスワード発行そのものは無料の所が多い。ただし、マニュアル、シソーラス等とともにセミナーを含め有料制とする所がふえつつある |
| 運用過程で要するもの | <ul style="list-style-type: none"> ◇従量制でのファイル使用料 ◇通信回線使用料(各ノードまでの電話料金) ◇海外交信VENUS-Pの費用または直通回線の 従量使用料 ◇検索式の単位期間登録料 ◇SDI登録料(JICSTなら標準SDI購読費もあり) ◇オフライン発注費 ◇一次文献発注費 ◇セミナー参加費(無料のものもある。) ◇月間ミニマムフィー ◇月間メンバーフィー | 一般的には従量制が多いが、月間ミニマムフィーといって、ある固定額を設定しその基準額に満たない場合はその額、超えた時にはその発生金額を徴収するところがふえて来た。セミナーフィーは様々である。 |

データベース・システムの中に含まれる外部の情報源、すなわち、プロデューサーごとあるいは対象分野ごとのデータベースを通称「ファイル」と呼ぶ。世界の主要なファイルは、代表的なデータベース・システムに、あまねく収容されている。

オンライン情報検索に際して、常に問題となるのが、コスト・効率両面からどのデータベース・システムにアクセスすべきかという点である。

同一ファイルでもデータベース・システムにより使用料金が差があり、その違いを十分に知り、効果的に運用すべきであろう。本質的な質、利用のし易さ、構成グレード、効率などは、くり返し利用するうちに自然に把握できる。これらを加えた総合判断が最終的な決めてとノウハウとなる。

代表的ファイルを代表的データベース・システムで利用した場合のファイル使用料金一覧を表2に挙げる。ここには通信料金は含んでいない。

代表的ファイルとして次のようなものを選んだ。

- イ) ひろく科学技術全般にわたり、収録内容が世界の参考指標としての性格をもつもの
..... NTIS
- ロ) 先進先端技術、情報科学の粋を集めたものとして
..... INSPEC
- ハ) エンジニアリング情報の基幹として
..... COMPENDEX
- ニ) 化学分野必須のファイルとして
..... CHEMICAL ABSTRACTS
- ホ) 医薬学情報の基幹として
..... MEDLINE, ならびに EXCERPTA MEDICA
- ヘ) 金属科学情報として
..... METADEX
- ボ) 一般社会・産業・経済情報で定評の高いものとして
..... PTS PROMT

表からの判断は数値的なものに捕らわれぬよう注意する。STN Internationalの使用料金は高く見えるが、回線利用料は国内の公衆回線料の負担だけですむこと、さらにCHEMICAL ABSTRACTの場合、他で得られぬ抄録がつくメリットがあること等を考慮する必要がある。

なお比較はすべて、代表的なデータベースに包含されている外国系ファイルを取り上げてある。国内版は海外系に入っていないのでこのような比較はできない。

表 2 主要データベースに共通して含まれるファイルの料金対比(単位はドル)

| ファイル | | 利用料金/時間 | Online/件 | Offline/件 | SDI/件 | 特記事項 |
|-----------------------|-----------|---------------|----------|-----------|-------|---------------------|
| NTIS | DIALOG | 69 | 0.35 | 0.25 | 8.95 | SDIは Semi monthly |
| | BRS | 37 | 0.30 | 0.30 | 4.75 | " |
| | ORBIT | 69 | 0.25 | 0.30 | 4.95 | " |
| | STN Int'l | 79 (¥10,300) | *0.30 | *0.40 | 3.30 | " |
| INSPEC | DIALOG | 105 | 0.56 | 0.48 | 14.95 | SDIは Monthly |
| | BRS | 62 | 0.51 | 0.53 | 8.30 | " |
| | ORBIT | 100 | 0.51 | 0.44 | 6.55 | " |
| | STN Int'l | 119 (¥15,500) | *0.56 | *0.60 | 6.76 | " |
| COMPEN DEX | DIALOG | 108 | 0.47 | 0.35 | 10.95 | SDIは Monthly |
| | BRS | 67 | 0.42 | 0.44 | 6.25 | " |
| | ORBIT | 108 | 0.47 | 0.35 | 4.95 | " |
| | STN Int'l | 123 (¥16,000) | *0.43 | 0.56 | 5.71 | " |
| Chemical Abstracts | DIALOG | 105 | 0.46 | 0.30 | 11.95 | SDIは Bi Weekly |
| | BRS | 76 | 0.41 | 0.47 | 7.00 | " |
| | ORBIT | 100 | 0.37 | 0.31 | 7.50 | " |
| | STN Int'l | 114 (¥14,800) | 0.30 | 0.45 | 7.50 | " |
| MEDLINE | DIALOG | 36 | 0.20 | 0.05 | 5.25 | SDIは Monthly |
| | BRS | 16 | 0.13 | 0.16 | 4.00 | " |
| | JOIS | 78.5 (¥170/分) | 0.12 | *0.30 | 11.62 | *SDIは CHARGE 3.85必要 |
| EMBASE | DIALOG | 84 | 0.33 | 0.44 | 9.95 | " |
| | BRS | 53 | 0.48 | 0.39 | 5.19 | " |
| | JOIS | 146 (¥317/分) | 0.15 | *0.30 | 15.0 | *CHARGE 3.85必要 |
| Metadex | DIALOG | 90 | 0.30 | 0.20 | 9.95 | SDIは Monthly |
| | ORBIT | 90 | 0.30 | 0.20 | 7.50 | " |
| | STN Int'l | 103 (¥13,400) | 1.00 | 1.11 | 7.50 | " |
| PTS- Prompt | DIALOG | 126 | 0.73 | 0.63 | 9.95 | SDIは Monthly |
| | BRS | 82 | 0.65 | 0.65 | | " |

注1)円建てである STN International は1988年3月1日現在のレート(¥130-/ドル)で換算してある。

注2)通信料では、直通回線(80円/分)と VENUS-P を使える DIALOG、USACO LINE (55円/分)と VENUS-P を使える BRS, Pergamon ORBIT、国内ノード局(東京、大阪)、DDX(東京のみ)へ接続可能な STN International があるがこの表には含まれていない。

1.2.2 通信料金

商用データベース最大の運用メリットは、従量制料金でオンラインを利用しアクセスできる点にある。国内のデータベースなら、殆どのデータベースが主要な都市にノード局をもつようになった。

新しい傾向も出ている。(株)平和情報センターが提供するHINETは従来の300 bpsの標準ノード局所在はそのままにして、NTTのパケット交換網であるDDX-TPによる1,200 bps処理方式を、今春から一挙に国内の60箇所に展開した。

また、海外向けとしては従来からのKDDによる国際パケット回線VENUS-Pと専用回線の伝送サービス体制がくずれ、国際VAN第1号として承認のおりたネットワーク情報サービス(株)経由での接続利用もできるようになった。これは、米国内のTYMNETに直結していて、セグメント単位でなく1Kバイト単位で課金されるため、大幅に通信料金を節約できる長所がある。ただし当初の加入料に50,000円がかかる。常時、データベース以外の海外交信も含めて利用頻度が多い企業なら十分メリットはある。

ディーラーが設定している直通回線の単位料金はDIALOGを例にとれば80円/分であったが、BRSと Pergamon ORBIT につなげる“USACO LINE”は55円/分と更に安くなった。これからも競争ないし合理化でこの種の動きが激しくなるものと見られる。

1.2.3 数値系情報

数値系情報とはデータベースの主要情報が数値で表現されているものを示している。文字を含んでいても、数値の意味するところをより正確に表わすことのできる情報の形として収録されている。具体的には、経済統計や企業財務に関するデータベースなどが該当する。

経済統計データベースは、一般的に時系列データとして収録されており、各時系列データには系列コードが付され、系列名称等データを説明する為の文字データが収録されている。データの検索はこの系列コードを指定して行う。文字情報の文献データベースでは、大きな母集団からキーワード等により候補となるデータの絞り込みを行い、候補件数によってはさらに絞り込みを重ね、最終的に表示した内容により検索が妥当であったかを判断する。つまり、検索がデータベース利用時の主要な手順となる。しかし、統計データベースの検索では、必ず唯一存在する系列コードを指定する。系列コードが存在しない場合はエラーとなる。従って、利用にあたっては系列コード表を必ず参照しなければならない。もちろん、メニューの画面表示等でコード表参照の手間を軽減している場合もあるが、本質は同じである。

経済統計データベースの利用での主要な処理は、データの検索と並んで、データの加工・分析・表示をすることにある。検索したデータを四則演算、比率計算、回帰等分析、表・グラフ等の表示を加え、データベースの付加価値を高めている。この様な加工・分析処理では、コンピュータ資源、つまりCPU・ディスク等の使用内容が、利用者の指定する処理内容により著しく異なる。多数のデータを使用する場合はディスクの使用回数が多く、複雑な加工・分析をする場合はCPUの使用時間が多くなる。つまり、データベースの利用目的が、データの共同利用と共にコンピュータ資源の共同利用にあるということになる。この事が、データベース利用料金体系を複雑にしている。

企業財務データベースは、企業ごとにコードが付され、データが収録されているという点では経済統計データベースと同様である。検索は、企業コードを指定して行う場合と、企業名等の文字条件や売上高等の数値条件を指定する場合がある。あまり複雑な加工・分析は行わないが、一般的に使用される比率や定型表を出力する。

数値データベースの利用料金体系は、データベースにより様々である。データベース間の定量的比較も困難な場合が多い。データベースによっては、複数の体系の中から利用内容・頻度により選択可能な場合もある。複雑ではあるが、近年、簡素化して利用者にとって判り易い体系を採用する例が出てきた。表3に料金体系の現状を示し、以下、表に従って説明を行う。

1) 初期費用

契約料は、データベース契約の初期時に要する費用で入会金的な性格である。例外としてその数は少ないが無料の場合もある。

ユーザ番号登録料は、契約料とは別に、契約初期にデータベースを利用するにあたって必要なユーザ番号やパスワードを登録するための費用で、登録個数により料金が設定されている。この費用は契約開始後に、ユーザ番号やパスワードの変更・追加をする際にも必要となる。

ファイル利用初期契約料は複数のファイルが収録されているデータベースで、特定のファイルの利用開始時に契約料として一時的に必要となる費用である。ファイルの利用にあたっては、別

途に固定費または変動費を要する場合が多い。

2) データベース利用費用

データベースの利用内容に応じて必要となる費用である。従量制のものと固定性のもの、およびこれを組み合わせたものがある。従量制の場合でも変動費が基準に満たない場合、強制的に徴収する最低使用料を設定しているものがある。

[従量制の利用費用]

① システム利用量によるもの:CPUその他の計算機資源利用量によるもので[ユニット]を単位としている事が多い。ユニット当たりの単価は計算機システムによって異なり、比較は困難である。コンピュータと端末間の転送文字数によるカウントが加えられる場合もある。ランクを設けて多く利用するほど単位当たりのコストが低減するものもある。

② データ利用量によるもの:ファイルのオープン回数(オープン後の利用回数には無関係)によるもの、データのアクセス回数によるもの、検索して最終結果を出力する回数に課金されるものがある。

③ システム・データ利用量によるもの:①と②を統合し簡素化したもので、出力するレポートの種類毎に料金が決められている。

④ 接続時間によるもの:端末が計算機と接続をしてから終了し回線を切断する時までの時間に因るものである。伝送速度(300bps, 1200bps)により単位当たり単価が異なる場合が多い。

⑤ その他の計算機資源利用量によるもの:ディスクファイルの使用量を使用面積と使用時間(日数)の積で計算し、使用目的によってプログラムとデータで単価を分けている場合がある。センター機器の利用では、プリンター出力(行単位)、カード入出力(枚数)、磁気テープ入出力(レコード数)等がある。これらの費用は使用量によりランクを設け多く使用する程単価を安くしているのが通例である。

又、利用者が誤って削除してしまったファイルを回復する場合の費用もある。システムが提供しているソフトウェアのうち、特定のものに特別料金を課している場合もある。

[固定制の利用費用]

⑥ データ使用料:②を固定制にしたもので、ファイル毎に料金が設定されている。①のシステム使用料による従量制との組合せが多い。

⑦ システム・データ使用料:①と②を固定制にしたものであり、変動部分を含まない完全な固定制である。

表3 オンライン・データベース利用料金の体系、費用

| 費目 | その明細 | | 課金基準となるもの (計量単位) | 数値系情報 | | | | | 文字情報 | | | |
|--------|-----------|-------------------------|---------------------|--------------------|--|------|-------------------|--------------------------|-------|--------------|-----|---|
| | 区分 | 部分項目 | | 日経 NEEDS -TS | 電通 国際 情報 サー ビス MARK -III | EMIS | 日経 TELE COM | 帝国 デー タ バン ク | JICST | | その他 | |
| | | | | | | | | | JOIS | STN Int'l | | |
| 初期費用 | 有料 | 契約料(ユーザー番号登録料などふくむ) | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | △ | |
| | | ファイル利用初期契約料 | | | ○ | | | | | ○ | | |
| | | シソーラス・マニュアルなど資料 | | | | | | | | | △ | |
| | 無料 | 加入の際での配布資料 セミナー参加費など | | | | | | | | | △ | |
| DB利用費用 | 最低使用料 注1) | | | | ○ | ○ | ○ | | | | △ | |
| | 従量制 | システム利用量によるもの | ユニット単位 | ○ | ○ | | | | | | | |
| | | データ利用量によるもの | 転送文字数 | | ○ | | | | | | | |
| | | | ファイルオープン時に課金 | | | ○ | | | | | 注2) | |
| | | | データアクセスに課金 | | | | | | ○ | ○ | ○ | |
| | | 検索ヒット時に課金 | | | | | | | | ○ | | |
| | | システム・データ利用量によるもの | レポートごと | | | ○ | | ○ | | | | |
| | | 接続時間によるもの | 分(ものによって1/1000秒)単位 | ○ | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | |
| | | ディスクファイル利用量によるもの | セグメント(プログラム、データ) | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | |
| | | センター機器の利用量によるもの | リスト行、カード枚、MT・レコード | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | |
| | | 回復ファイル数 | | ○ | | | | | | | | |
| | | 検索式の期間設定登録料 | | | | | | ○ | ○ | ○ | | |
| | | ソフトウェアの利用量によるもの | | | | | | | | 注2) | | |
| 固定制 | | データ利用料 | ファイルごと | ○ | | | | | | | ○ | |
| | | システム・データ使用料 | ファイルごと | | | | ○ | | | | | |
| | | SDI 情報料 注3) | | | | | | | ○ | | ○ | |
| 通信回線費用 | 国内 | 電話接続料 | 接続時間(分または1/1000秒ごと) | | | | | | ○ | ○ | ○ | |
| | | 電話接続料+ネットワーク使用料 | 接続時間(") | | | | | | | | ○ | |
| | | DDX 使用料 | 伝送文字数+パケット単位 | | | | | | △ | △ | △ | |
| | | 専用回線利用料 | 固定 | | | | | | | | △ | |
| | 海外 | VENUS-Pほか(国際VAN) | 伝送文字数+単位時間接続料 | | | | | | | | ○ | ○ |
| | | 電話接続料+国際専用回線料 | 接続時間+伝送文字数 | | ○ | | | | | | | ○ |

備考1. 本表は、費用構成が系統的に細かく区分設定されている数値系情報を基本として作成した。

2. 記号のは「該当するもの」、は「該当するものと該当しないもののあること」を示す。

3. 注1) 「最低使用料」とは月単位により設定されているもので、その規定額に達しなかった場合はその額を、またその額を超えた場合は実際発生額を支払うシステムのことをいう。メンバー・フィー制度のものもある。

注2) INFOCUEのように「ゲートウェイ式」のものにこのシステムがある。

注3) SDI検索式登録料(月間)と実際出力郵送チャージを示す。JOISでは年間契約での標準SDIもある。

1.3 データ伝送システムと通信料金体系

データベースへのオンライン・アクセスは、米国のように国内のどこにいても、通信料金を気にせずに行うことができるようになるのが理想である。しかし、VANなどの高度な通信インフラストラクチャが発展途上にある我が国では、データベースの利用にあたり、通信料金の高さが大きな阻害要因になっていることが多い。また通信回線の選択にあたっては、その初期費用やランニングコストなど、理解しにくいものとなっている。

料金体系を熟知していても、利用の状況によっては最も適した通信経路を見つけることが困難な場合もある。特にこの分野は日々の革新が極めて早いのが現実であるから、今日の最適経路が明日も最適であるとは限らないこともある。

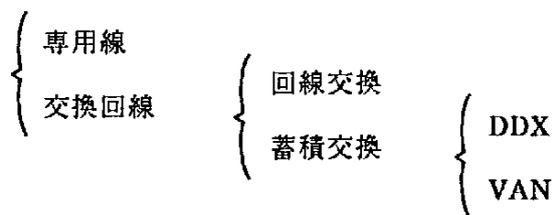
最近の大きな傾向に、高速化、手順の高度化、アクセスポイントの全国的な展開といったことがある。手順としては、無手順と呼ばれるかなり原始的なものが圧倒的に優勢であるが、1200bpsからさらに2400bpsへと高速化したモデムも安価になり、加えてエラーチェックの独自の手順なども出てきている。さらにVAN業者の参入により全国へのアクセスポイントが展開されてきたため、これまで多くのデータベース・ホストが存在する首都圏に集中せざるをえなかったユーザ層も、地方へと一層広がってくる筈である。また海外へのデータベースのアクセスについても、米国との国際VANサービスやゲートウェイ・サービスなど、これまでと異なる新しい試みが始まり、まさに大きな変革期を迎えている。

ここで通信料金を体系づけておくことはこれからのオンライン・データベースの利用に有益なものと思われる。この項では通信料金の体系について概説する。

1.3.1 専用線と回線交換、蓄積交換(パケット交換)について

オンライン・データベースへのアクセスには当然通信回線を使うが、アクセスの頻度、データベース・ホストへの接続が可能かどうか、一気に読みだしか、検索を伴うものか等、状況に応じて使用する回線を選択する必要がある。

簡単に回線の種類を料金の体系として区分すると次のようになる。



通常はこれらの回線をそれぞれ組み合わせて利用する。すなわち、市内のアクセス・ポイントまでを一般の電話回線をつなぎ、そこからVAN回線に入り、VANからまたホストまでは専用線を使うといった具合である。これらの回線のすべてを統合的に取り扱う業者(ネットワーク・キャリアー)は存在しないので、回線の選択をしたい場合には、それぞれの通信回線業者と利用契約を結ぶ必要がある。

1) 専用線

「専用線」とは、端末とホストとを一本の専用の回線をつないでしまうという単純な方法である。企業や組織内でのデータベース利用、すなわちLANなどにみられるものである。専用線を自営で引く方法もあるが、NTTの専用線を利用する方法が多い。この専用線には大きく分けて、アナログ回線とデジタル回線があり、月額固定制の料金制がとられている。データベース・アクセスの端末側としては幾分特殊な利用法と思われるので、この料金体系などは省略する。

利用者 → 専用線 → データベース

2) 回線交換

データベースへのアクセスは概ね短時間での利用が多い。ユーザが端末ごとに専用線を設けることは甚だ非効率であるため、ホスト側に公衆通信回線と接続するための入口を設け、一般の加入者電話回線を利用してアクセスできるようにしている。ここではユーザからホストまでの一般の電話回線時間従量制の通信料金がかかる。おおむね、一日100分以上にわたって特定の場所へつなぎっぱなしにする場合には専用線のほうが有利になる。

利用者 → 電話回線 → データベース

3) 蓄積交換(パケット交換)

電話のような回線交換では、つないだ時点で相手先を固定するため、一本の回線を占有してしまう。これに対し、データ通信ではデジタル技術により回線を多数が多重的に利用して効率的かつ伝送エラーに強い利用方法をとる。これが「蓄積交換」、いわゆるパケット交換と呼ばれる回線網である。数多くのデータベースを多数の利用者が使用するにはもっとも優れた方法として、米国ではほとんどのデータベースへのアクセスがこのパケット交換技術を利用したいわゆるVANを通じて行なわれている。ただし、利用者が個々にデジタル回線を引くには多大な費用がかかる為、各拠点に多数のアクセス・ポイントを設け、そこまでは既設の電話回線を使う方法が多く取られている。

利用者 → 電話回線 → アクセス・ポイント → パケット回線 → データベース

我が国においては、国内ではNTTのDDX-P、DDX-TP、国際通信でのKDDのVENUS-Pなどがこのパケット交換網の代表であり、最近はデータベース・アクセス用の民生VANサービスも開始された。

1.3.2 国内での通信利用

1) 専用のアクセスポイントを利用する場合

最寄りのアクセス・ポイントまでの電話料金がかかる。NTTは距離別の料金制度を採用しているため、遠近格差がはなはだ大きく、アクセスポイントがあまり多くないデータベースに遠隔地からアクセスするには多大な通信料金がかかることになる。参考としてNTTの国内電話距離別通話料金表を表4に、また、距離から見たNTT国内電話料金の比較を図2に示した。

おおむねアクセスポイント以降の通信料金はデータベース側で負担しているものがほとんどであるから、かけた電話番号までの通信料金を負担すればよい。

表 4 NTT国内電話 距離別通話料金表

| 区分 距離 | | ダイヤル通話 | | |
|------------------|----------|--------------------|----------------------------------|----------------------|
| | | 昼 午前8時～ 午後7時 | 夜間 午前6～8時 午後7～9時 土・日・祝日 | 深夜 午後9時～ 翌午前6時 |
| 区域内通話 | | 180秒 (200円) | | |
| 隣接区域内通話 | | 80秒 (450円) | | |
| 市 外 通 話 | 20 Km まで | 80秒 (450円) | | |
| | 30 " | 38秒 (950円) | | |
| | 40 " | 30秒 (1,200円) | | |
| | 60 " | 21秒 (1,720円) | | |
| | 80 " | 15.5秒 (2,320円) | 21秒 (1,720円) | |
| | 100 " | 13.5秒 (2,670円) | 21秒 (1,720円) | |
| | 120 " | 10.5秒 (3,430円) | 18.5秒 (1,950円) | |
| | 160 " | | | |
| | 240 " | 7秒 (5,150円) | 12.5秒 (2,880円) | |
| | 320 " | | | |
| 320Km越える | | 5秒 (7,200円) | 8.5秒 (4,240円) | 9秒 (4,000円) |

※ 秒数は10円でかけられる秒数

※ ()内は60分間通話した場合の料金

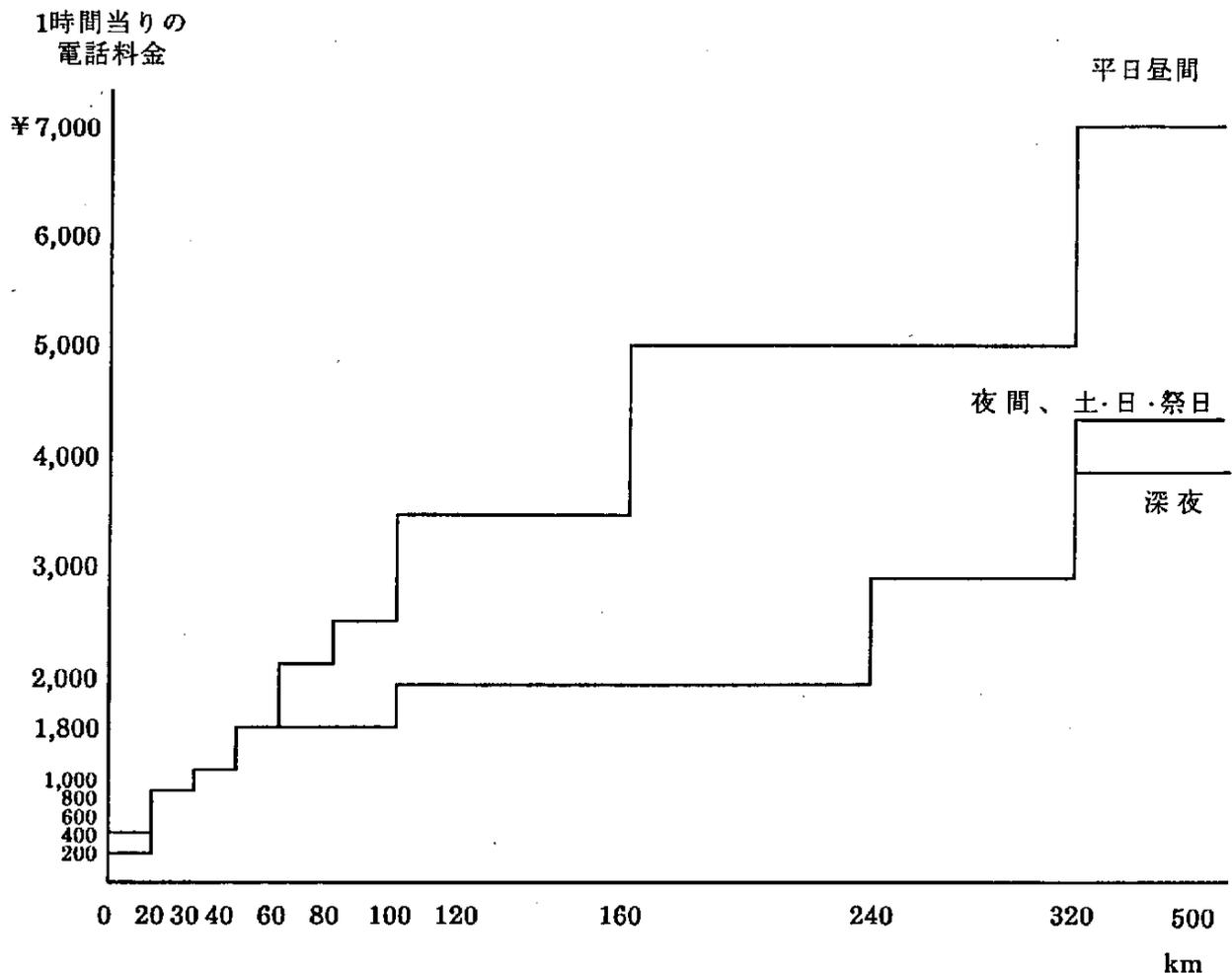


図2 距離から見たNTT国内電話料金の比較

2) パケット交換網を利用するもの —NTTのDDX回線—

NTTのパケット交換網であるDDXには大きく分けてDDX-PとDDX-TPの2種類がある。前者は通信量の比較的多いもの、およびデータベース・ホスト側のための加入契約方法であり、端末側での加入は後者が殆どと思われる。

DDXは国内でまだ使用できない地域があり、また契約時に通信速度を固定されたり、契約した電話番号からしかアクセスができないなど使いにくいところも多々あるが、JOISのように1200bpsの通信速度ではこの回線しか利用できないサービスもある。また、多くのデータベースにアクセス可能であるので、遠隔地などからのアクセスには都合がよい。

DDX料金はKDDのVENUS-Pと同じく、パケット(データ伝送単位)ごとの利用料金となっている。表5にDDX-TPの料金表をあげる。パケットの生成には細かい規則があるが、ここでは最大長である128byteを1パケットとして料金を仮に換算している。尚byte(バイト)は情報量の単位であり、漢字やひらがな1文字は2バイトの情報である。

表 5 DDX-TPの料金表

| | |
|-------------|---|
| 加入料 | 800円 |
| 月額基本料 | なし |
| 接続料(1時間あたり) | 300bps 400円 1200bps 600円 |
| 1Kバイトあたり | ~120km 3.2円 ~500km 4.0円 500km越 4.8円 |

伝送効率を50%として、260Kbyteのデータを受信するのに要する費用をNTT一般回線とDDX-TP網使用料金とで比較すると図3のようになる。これは伝送速度1200bpsでちょうど1時間かかる値である。ただしDDXはパケット単位の課金制度となっているため、パラメータの取り方によっては異なった結果となる。ここでは128オクテットの単位ごとにきちんとデータが区切られた場合を想定している。オクテットとは情報量の単位で、1オクテットは1バイトである。

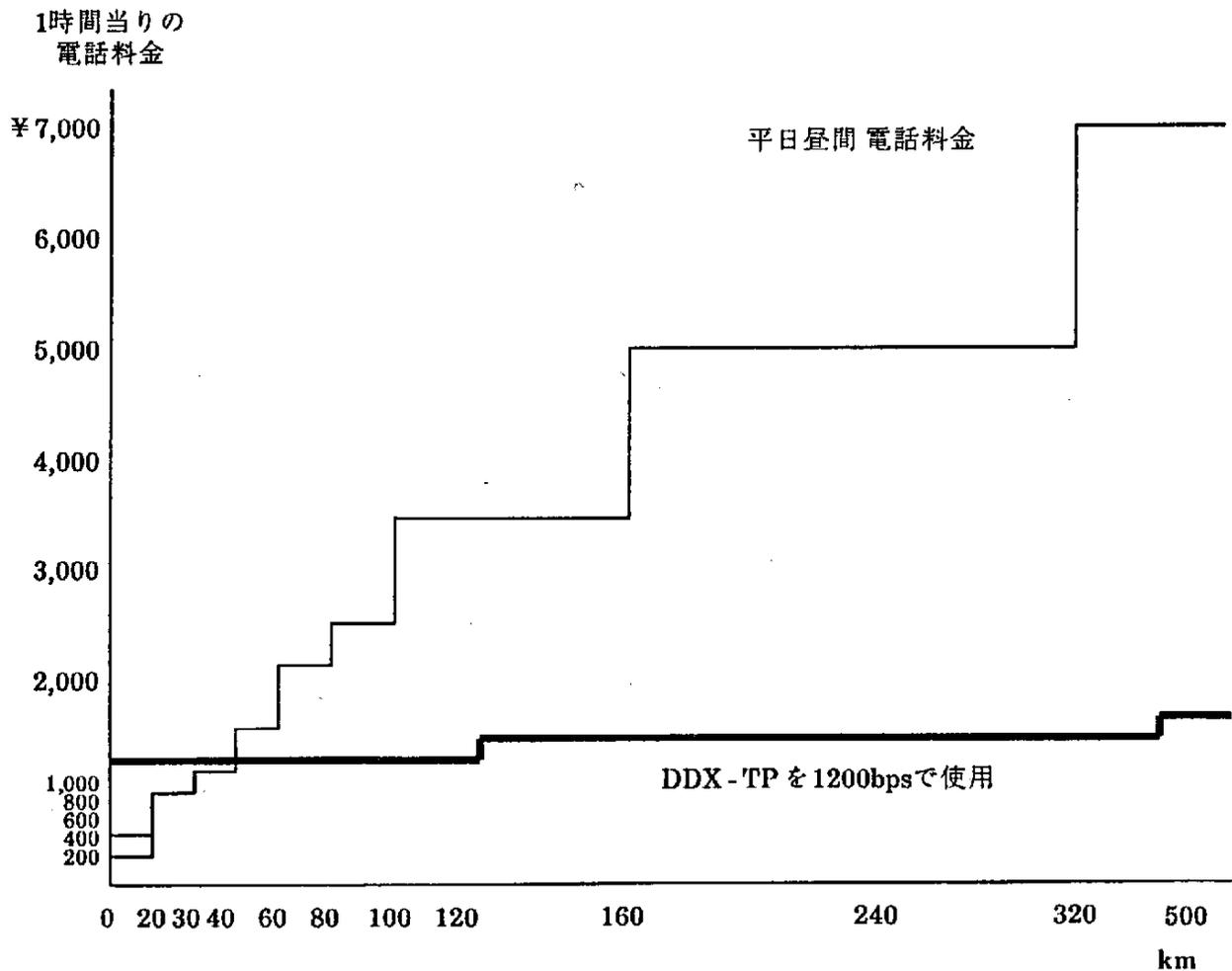


図 3 NTT 一般回線と DDX - TP 網使用料金の比較

おおむね上記の条件の場合で60Kmを越える場合には、DDXを利用したほうが有利であることがわかる。しかし回線の伝送効率やコマンド操作の多寡、それにデータベース・ホストのレスポンスなど、条件次第で結果は容易に変わるため注意する必要がある。

3) パケット交換網を利用するもの - 個人向けのVANサービス -

データベースにはアクセス・ポイントまでの回線費用を運営側で負担しているものが多い。しかし、小規模なデータベースやいわゆる商用パソコン・ネットワークなどではこの通信費用の負担がきわめて大きなものとなりかねない為、個人向け課金のVANサービスが最近始まった。表6は㈱インテックが開始した個人向けVANサービスであるTri-Pの利用料金表であり、現在アクセス・ポイントは全国に60ヶ所ある。また、表7はネットワーク情報サービス㈱の提供するVANサービス、TYMPASの利用料金表でアクセス・ポイントは全国に40ヶ所ある。このサービスは、海外のパケット交換網ともつながっており、注目に値する。

表 6 Tri-Pの利用料金

| | |
|----------|-------------|
| 加入料 | 3,000円 / ID |
| 月額利用料金 | |
| 最初の60分まで | 一律 1,000円 |
| 60分以上 | 10円 / 分 |

表 7 TYMPASの利用料金

| | | |
|-------------|---------------------|----------------------------------|
| 加入料 | | 国内会員 |
| | | 3,000円 |
| 基本料 | | 900円 / 月 (2時間までの国内 接続料を含む) |
| 接続料 | | 国内接続 |
| | | 300円 / 時間 |
| 伝 送 料 | ピーク時 (8AM-8PM) | 6円 / KByte |
| | オフピーク時 (8PM-8AM) | 2円 / KByte |

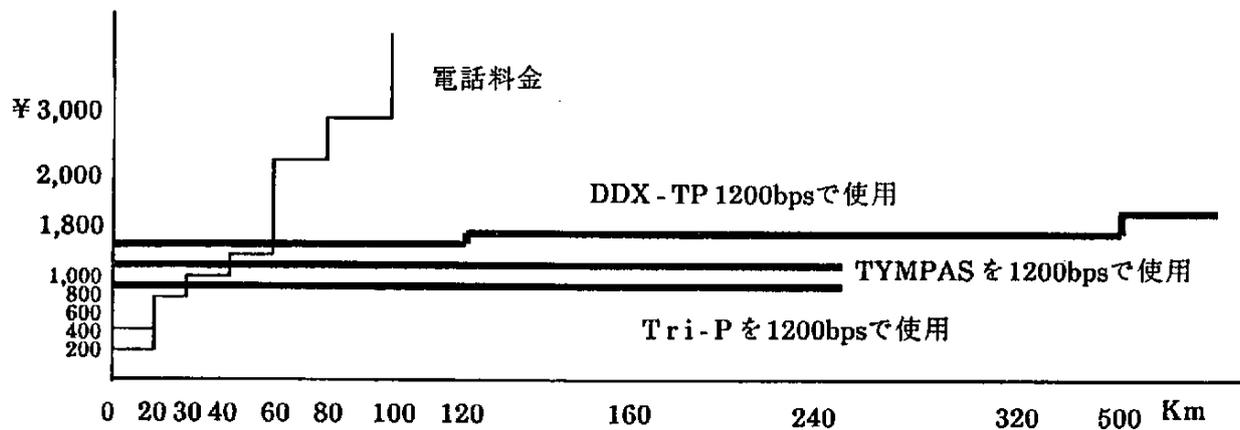


図 4 1時間あたりのアクセス料金の距離別比較

図4は各個人向けVANサービスの1時間あたりのアクセス料金を距離別に比較した図である。伝送効率50%としたときに、遠距離ユーザ(500Km以上)が260Kbyteのデータを受信するのに要する費用を通信速度別に比較したものである。260 K byteとは、1200bpsの伝送速度でちょうど1時間かかる値である。

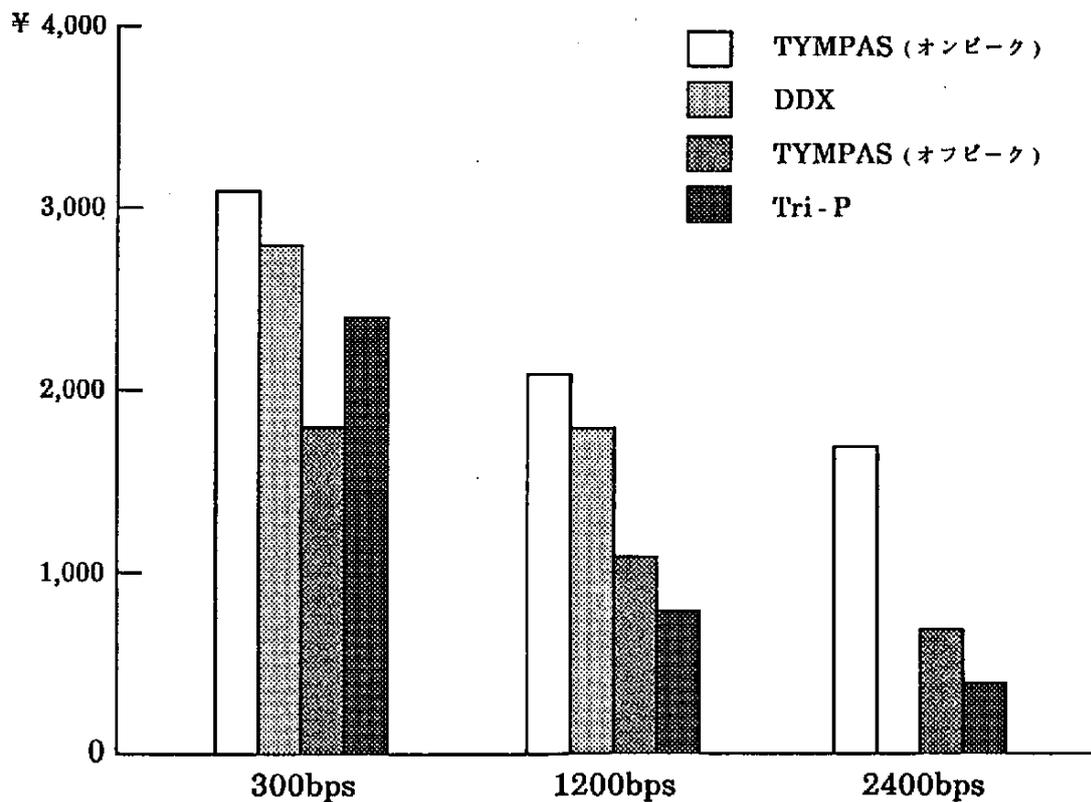


図 5 通信速度別の料金比較

1.3.3 海外への通信接続

1) 直接アクセス

米国のデータベースから大量のファイルを一気に2400bps以上の速度でとる場合などでは国際電話を直接にかけたほうが安くなる場合もある、参考までに米国までの国際電話料金を表8に示す。

表 8 米国向け国際電話料金

| | 最初の1分 | 1分経過後 | 1時間 |
|---------|--------|--------|---------|
| 昼間料金 | 50円/6秒 | 37円/6秒 | 22,330円 |
| 夜間、休日料金 | 40円/6秒 | 30円/6秒 | 18,100円 |
| 深夜料金 | 30円/6秒 | 22円/6秒 | 13,280円 |

2) KDD VENUS-P利用によるもの

VENUS-PはKDDの運営する国際パケット回線であって、国内から米国のデータベースへアクセスするための代表的な手段である。アクセス・ポイントは現在のところ東京と大阪の2ヶ所だけであるが、国内の通信費は国際電話と同様にKDDが負担するため、ユーザ側では国際通信料だけをみればよい。VENUS-Pの通信料金は昭和63年1月1日から表9のように変更されている。

かねてより要望が多かった2400bpsをサポートするVENUS-Pの改訂もいよいよ1988年5月初めから開始される予定であり、同時にアクセス方法も全国一律の短縮番号制へと変更される。

表 9 現行のVENUS-Pの料金体系

| | 時分料：1分につき | | セグメント料（1セグメントにつき） | |
|-------------------|-----------|--------|-------------------|--------|
| | 現料金 | 新料金 | 現料金 | 新料金 |
| 加入 契約 | ¥40 | → ¥30 | ¥2.4 | → ¥2.0 |
| DDX-Pによる 利用 契約 | ¥40 | → 変更なし | ¥2.4 | → 変更なし |
| 加入電話による 利用 契約 | ¥40 | → ¥35 | ¥2.4 | → ¥2.2 |

3) 国際VANの利用

KDDの独占であった日米間の国際VANサービスが、1987年10月より自由化された。これにより米国向けのデータ通信料金がかなり安くなると期待されている。今春より早くも2社が小規模

ユーザー向けのサービス料金を発表しているが、表10はネットワーク情報サービス(株)の提供するTYMPASの国際VANサービス料金表であり、表11は(株)国際VANの料金表である。両者とも未だ本格的なサービスの提供を開始していないが、これから海外へのデータベース・アクセスの有力な回線となりうる可能性があるため、VENUS-Pや電話回線を使った場合の比較を交えて料金体系を図6に紹介する。これは、760K byteのデータを受信する場合の料金を通信速度別に比較したものである。この760 K byteのとは、1,200 bpsの伝送速度で理論的には1時間かかる値である。

表 10 TYMPASの料金表

| | | |
|-----|---------------------|----------------------------------|
| 加入料 | | 国際会員 |
| | | 5,000円 |
| 基本料 | | 900円 / 月 (2時間までの国内 接続料を含む) |
| 接続料 | | 国際接続 |
| | | 20円 / 分 |
| 伝送料 | ピーク時 (8AM-8PM) | 45円 / KByte |
| | オフピーク時 (8PM-8AM) | 35円 / KByte |

表 11 (株)国際VANの料金表

| | |
|-----|----------------|
| 加入料 | 未定 |
| 基本料 | 未定 |
| 接続料 | 国際接続 |
| | 24円 / 分 |
| 伝送料 | 1.6円 / 64 Byte |

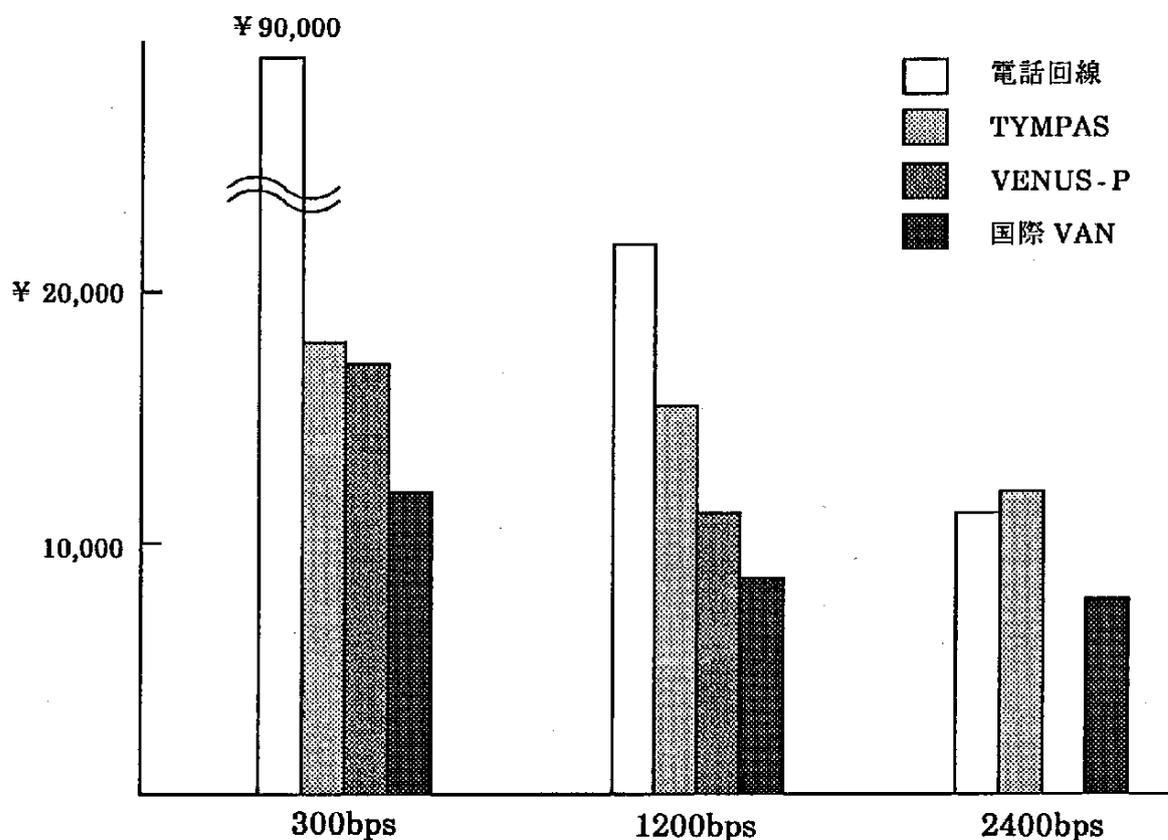


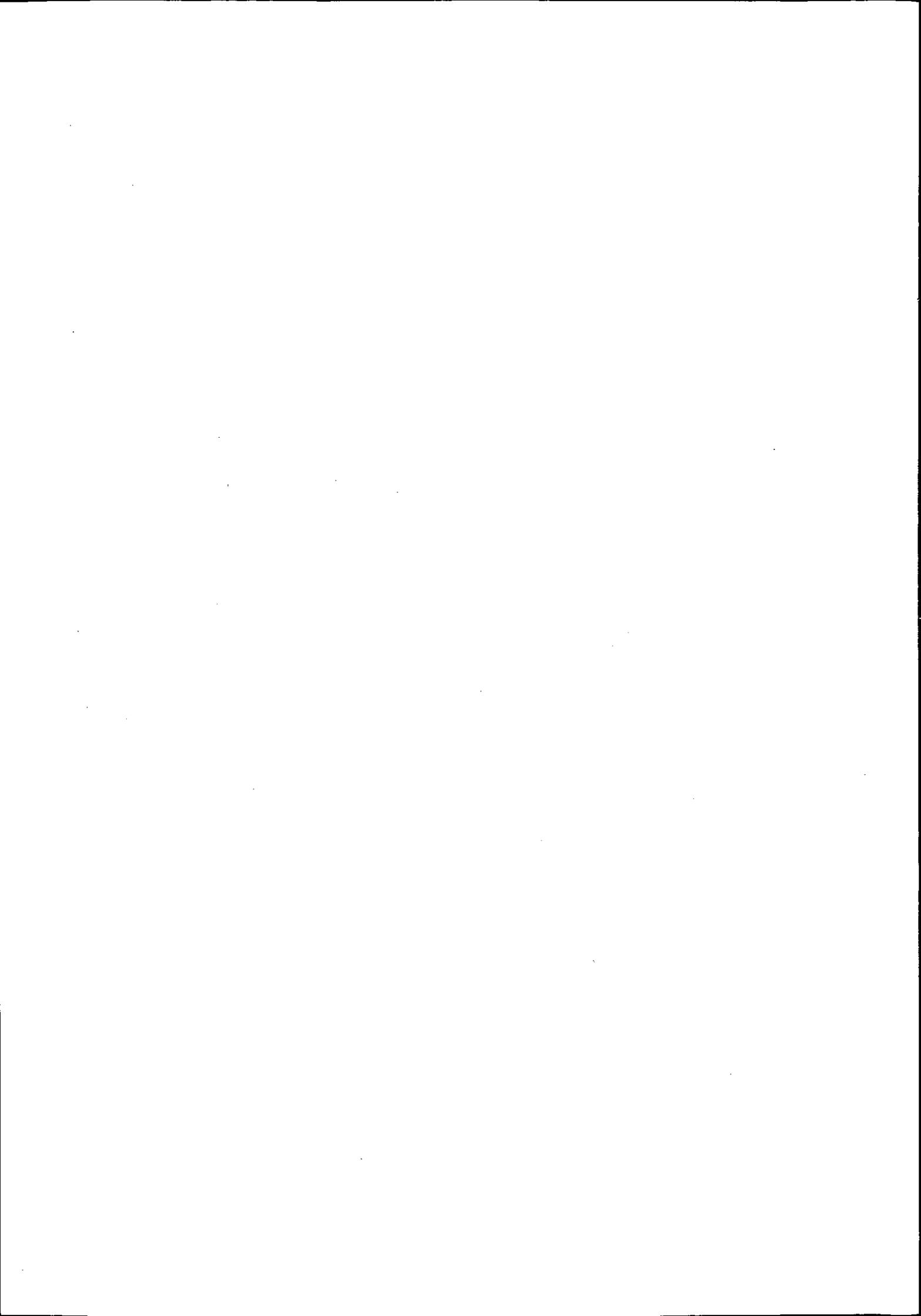
図6 国際通信料金の比較

4) ゲートウェイとしての商用パソコン・ネットワークの利用

日本でも商用パソコン・ネットワークが米国なみに発達し、従来の掲示板や電子メール中心のサービスからデータベースへの本格的なゲートウェイサービスの形になってきた。

なかでも日本版のCompuServeを目指すといわれるNIFTY-Serveでは、別途相手先と契約を行うことなくWestern Union TelegraphのINFOMASTERを使って全米800以上のデータベースに簡単に入ることができるINFOCUEと呼ばれるサービスを開始した。このサービスはほとんどが均一料金となっており、一件あたりの料金と国際通信料金を支払うだけでよい。またキーワードを入力すればシステムの方で適当なデータベースに誘導してくれるので、日常的にデータベースを使用しないユーザには便利であり、やや入門的な使い方が可能である。

利用料金はNIFTYの使用料に国際回線使用料、それにヒットチャージがかかる。



第 2 章

データベースをめぐる利用制約と国際的動向



第2章 データベースをめぐる利用制約と国際的動向

2.1 データベースと著作権

2.1.1 データベースと著作権

最近、著作権をめぐる話題が多い。レコードやビデオなどレンタルソフトの著作権問題は国会をも巻き込む形で人々の一大関心事となった。ごく最近でも、大手出版社間で英和辞典の著作権をめぐる販売差し止め申請がなされたり(昭和63年2月)、またスナックで歌われるカラオケにも音楽著作権が及ぶという最高裁判決(カラオケ訴訟/昭和63年3月)が下された。また、経団連も「出版物の複写問題に関する懇談会」を新設し、企業活動に必要なコピーと著作権との関係についての検討を始めた(昭和62年12月)。著作権を尊重することを前提に、企業活動を阻害しない著作権の使用許認可の方法などについて経済界の考え方を一本化したい考えだという。

今後は、単に著作権だけに限らず、知的所有権といった形でも、様々な知的著作物が保護の対象となり、またそれに伴って、権利を守るためのいろいろな問題や制限がでてくるであろう。とくに、コンピュータ・ソフトウェアやその他コンピュータ関連の著作権、あるいは知的所有権は今後とも注目されていくものと思われる。これは、データベースに関しても同様である。今後次第にデータベースが整備されていくに従って、その権利問題は、現在以上に取り沙汰されてくるであろう。

本章は、データベースの利用をめぐる著作権や知的所有権といった方面からの制約条件に関して述べていくこととする。

2.1.2 データベースの法的な位置づけの概要

データベースやニューメディアに焦点をあて著作権法の改正が施行されたのは、昭和62年1月1日である。「著作権法一部改正法」と呼ばれるものであるが、そこに至る迄の経緯を表12に示す。改正法の意図はデータベースの法的な位置づけを明確化し、今後の情報化社会に対応しているというものである。

従来と大きく変わった点として、まず第一に、データベースが法的に明瞭に位置づけられ、それによってその保護が明確化されたという点があげられる。データベースは、以前から百科事典のような「編集著作物」として扱われてきたが、今回の改正法ではデータベースとしての独自の規定が設けられた。詳細に関しては次項に譲る。

第二の変更点は、オンライン・データベースの法的な位置づけが従来からある有線放送等との関連で明確化されたことである。改正前の著作権法の制定当時は、有線による著作物の伝達手段としては、音楽の有線放送やあるいはCATVなどのように、送信者が同一の時間に同一の内容のものを多数に送るという形態のものしかなかった。いわゆる「有線放送」という呼び名で言われているものである。

表 12 著作権法一部改正法、施行までの経緯

| | |
|-----------|--|
| 昭和59年1月 | 文化庁の著作権審議会は、その総会において、データベースおよびニューメディアに関する著作権問題についての検討を開始することを決定し、新たに第7小委員会を設置。 |
| 昭和59年3月 | データベース分科会の審議が開始される。ニューメディア分科会とも連携し、審議の状況に応じて小委員会を開催、データベースとニューメディアに共通する問題についての検討も行う。 |
| 昭和59年12月 | データベース分科会、中間報告を取りまとめ公表。その内容に対する関係団体の意見聴取を行う。 |
| 昭和60年9月 | 上記の経緯を踏まえ、著作権審議会第7小委員会としての最終報告を取りまとめ、公表。 |
| 昭和60年12月 | 文化庁が著作権法改正法案(文化庁試案)を作成し、公表。関係団体の意見聴取を行う。 |
| 昭和61年3月 | 上記の経緯を踏まえ、著作権法改正法案を第104回国会に提出。 |
| 昭和61年5月 | 16日に国会において可決成立し、同23日に公布された。 |
| 昭和62年1月1日 | 著作権法一部改正法、施行 |

しかしその後の技術革新で、キャプテンなどのビデオテックスやVTR、またデータベースのオンラインサービスなどのように、利用者が選択をし、個々別々の内容のものが送信されるという形態のものが現れてきた。著作権審議会第7小委員会での審議では、こうした形態で提供される著作物に関しても、従来の「有線放送」と同様に著作権が及ぶということになったが、新たな利用形態の著作物に関しては、誤解が生じないようにという判断から、「有線送信」という新しい概念がつけられることとなった。

図7に示すように、従来からある音楽の有線放送やCATVなどのような「有線放送」を含む大きな概念として「有線送信」というものが設定された。

改正法の第2条第1項第17号では、「有線送信」に関して「公衆によって直接受信されることを目的として有線電気通信の送信(有線電気通信設備で、その一部の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内にあるものによる送信を除く)を行うこと」と示しているが、これは法改正前の「有線放送」と同じ概念である。

この新概念の創設によって「有線放送」は、同項第9号の2により「有線送信のうち、公衆により同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行うもの」となった。データベースの著作権が有線送信権といった形で保護されることとなったのである。

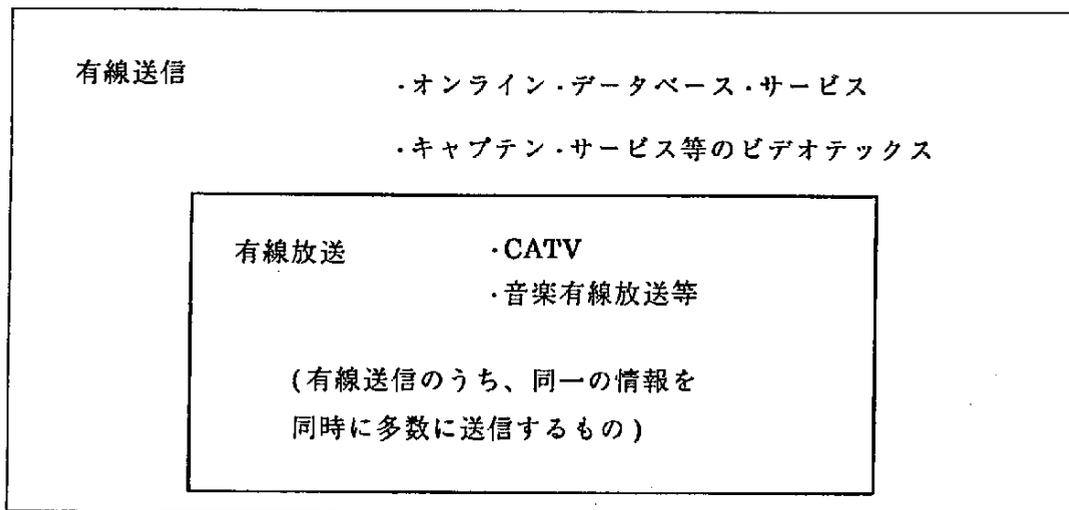


図 7 「有線送信」と「有線放送」の概念

2.1.3 法的保護の内容

1) データベースそれ自体としての著作権

この内容を踏まえ、以下、データベースと著作権に関して要点をあげる。ここでは、データベース内に蓄えられるデータのもとになる個々のデータの著作権ではなく、データベースそれ自体としての著作権について述べる。

① データベースの定義と著作権保護の内容

データベースに関しては、法改正前から、「編集著作物」の一種であるという考え方がとられてきた。編集著作物とは、「編集物でその素材の選択または配列によって創作性を有するもの」(著作権法第12条第1項)と定められているが、百科事典やあるいは語学の辞書などがその代表的なものである。「素材の選択や配列」に関しての創作性から、編集著作物は著作権法で保護されている。

一例をあげれば、英語の辞書で入学試験に出易い単語に星印が1個、2個とついているものがあるが、そうした編集方針で「素材が選択」され「配列」された辞書には当然、編集著作物としての保護が加わる。第三者が同様の単語が選択された辞書を新たにつくれば、著作権法に抵触することとなる。

データベースも基本的には、こうした編集著作物と同様の枠で考えることができる。しかし、データベースの作成にあたっては、単なる辞書や百科事典とは異なり、データの体系づけやキーワードの絞り込みといった独自の創作的行為が介在しているという側面があるため、改正法ではそれらを勘案してデータベースに関しての新たな定義をつけた。

それによれば、データベースとは、「論文、数値、図形その他の情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」と定義される(第2条第1項第10号の3)。

百科事典など一般の編集著作物との大きな違いは、コンピュータによる検索機能をもつという点に求められる。データベースでは、コンピュータによる検索が効果的に行えるよう、データの配列には体系的な構成がなされていなければならないし、また蓄積されているデータもそうした視点から選択されたものでなければならないであろう。そこが従来からの編集著作物とは異なっている。

この点が、正にデータベースそれ自体として著作権で保護される焦点である。著作権(改正)法第12条の2第1項では、データベースのうち著作物として保護されるのは、「その情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するもの」とされる。つまり、多くの情報のなかからどのような情報を選び出し(情報の選択)、それらの情報を、いかにコンピュータによって効率よくまた意味のあるものとして検索できるように配列しているか(情報の体系的構成)という点が創作性があるとされた。従って著作権の保護の対象となっている。

② データベース著作権紛争の実例

最近の著作権をめぐる紛争の事例をひとつあげておこう。

これは昨年(昭和62年)の暮れに、データベース作成側が、その無断使用者側を相手取り、総額1億1780万円の損害賠償とそのデータ使用書籍等の発行差し止めを求める訴えを東京地裁に起こしたというものである。原告側(データベース作成側)は財団法人「国土地理協会」、被告側は財団法人「自動車検査登録協力会」。問題のデータベースとは、「全国の地名を独自の編集で入力したデータベース」である。

その経緯を見るために、新聞の記事を転記する。

国土地理協会側の説明によると、協会は官報や広報などに公示された町名に加え、郵政省やNTTの資料、市町村への照会、現地調査などを整理して、全国の最新の地名約42万件をコード別にコンピュータに入力。「全国町・字(あざ)ファイル」として、磁気テープ一本を250万円、印刷したコードブック9分冊を6万8000円で販売している。

自動車検査登録協力会は、このコードブック9分冊を自治省の(国土地理協会とは)別の許可法人「地方自治情報センター」を通じて購入、その主要部分「カナ地名、漢字地名」をそっくりコピーし、自動車登録業務に使う磁気テープとコードブックを製作、このほど発行した。

これに対し国土地理協会は「地名であっても、さまざまな情報を総合して加工しており、データベースとしての保護の対象となる。無断流用だ」と抗議を申し入れた。しかし、自動車検査登録協力会側は「全国町・字ファイル」を参考にしたことは認めながらも、「著作権侵害にはあたらない」と反論。その理由として、(1)「全国町・字ファイル」の地名を全部使ったのではなく、小字だけを利用している(2)国土地理協会のコードを使わず、独自のコードを使っている(3)全国の運輸局単位に分けたり、地名を陸運支局単位に並べたりするなど編集や整理の仕方が違っていることなどをあげて対立した。(朝日新聞1987年12月1日付朝刊)

データベース製作者側の仮処分申請の意向に対して、もしその申請が認められると、自動車登録等の事務に支障をきたすということで、それぞれの主務官庁である自治省、運輸省が間にはいつて円満解決を図っていたが、結局この問題は法廷へと持ち込まれることになった。

今後、これと似通った、データベースをめぐる紛争は、まず減ることはないと思われる。

③ アイデアには著作権はない

データベースの著作権に関して、注意の必要なことは、あくまでも著作権法による保護の対象になるのはデータベースの中に蓄積された具体的なデータである。創作性のある情報の選択とその体系的構成によって選ばれた結果としてのデータベースの具体的内容に保護が及ぶのであって、その「選択の仕方、編集の方針等のアイデア」や、また「検索法に関するアイデア」などは保護の対象にはならない。

「編集のアイデア」としてよく引合いに出されるのが、電話帳の例である。東京の職業別電話帳のユニークな編集方針を真似て大阪で同様の大阪版電話帳をつくった場合、これは著作権法上は問題はない。あくまでも、そこで具体的に蓄積されたデータのレベルでの模倣性、すなわち、電話帳の場合で言えば具体的な氏名や電話番号がないと、著作権法上の問題とはならないのである。

また「検索のアイデア」に関して、次のような疑問も出ている。

今後、データベースの一般への普及が高まる過程においては、データベースの検索を現在より更に容易にするための新しい検索アイデアなどが出てくるとも考えられるが、そうした「検索のアイデア」に関して著作権法上どのように扱うのか。

現状の著作権では、こうしたアイデアに関しては保護の対象とはならないというのが、回答である。具体的に作成されたデータベースなどの内容に関してはもちろん保護されるが、その元となったようなアイデアには保護が及ばない。基本的にアイデアには著作権や特許が認められない、というのが現状での考え方である。

2) データベース内に蓄積されたデータの利用に関する著作権

以上述べてきたことは、データベースそれ自体としての著作権の問題であった。それはどちらかということ、データベースを作りまた供給しようとする側にとっての問題という面も多分にあった。これから述べることは、データベースを利用する一般のユーザーにとって現実的でまた身近な問題である。

① 個々のデータの著作権は書籍などの扱いと同じ

データベースから取り出したデータを自由に引用して使っていいのだろうか。

データベースのなかに納められている個々のデータの著作権に関しては、基本的に書籍などから得たデータと同様であると考えれば良い。つまり書籍などからデータ等を引用する場合には、その出典を明記して自らの論文やレポートとするわけで、そのあたりのルールは、データベースから取り出したデータだからといってとくに変わることはない。データベースの場合、そこに蓄積されたデータとは、すでに存在する情報源から持ってきたものであることが多いので、個々のデータの出所が明示されている。そのため、データをどこかに引用する際には、出所を明記する必要がある。

しかし、その引用がかなりの量にのぼり、またいくつかのデータがまとまった形で引用されるような場合には、それぞれのデータの出所を記しても、著作権法上の問題となることがある。

これは前節で述べたことと同様であるが、ある分野のある項目に関して、まとまったデータが

データベースのなかに蓄えられていたとして、それをある者が大量にコピーし、データベース上での配列と同様な配列で自書に引用したような場合は注意が必要となる。この場合には、個々のデータの著作権問題ではなく、データベース自体の著作権が問題となってくる。データの選択とその配列には、編集著作物であるデータベースとしての創作性が現れているからである。

だが、以上の話も、よく考えてみると若干話が難しくなる。

データベースとは、その性格上、ユーザがコンピュータを用いて、いくつかの項目やキーワードを掛け合わせてデータを引き出すことが多い。すると、データベース上でのデータの「配列」といっても、それはあつてなきに等しいものではないか、という意見も出てくる。ある分野のある項目に関しての大量のデータの引用といっても、もしそれがユーザ側の創造的な検索作業、つまり、あるキーワードとあるキーワードを重ね合わせてみた結果、現れたデータの配列なのだとしたら、それはたとえ大量に引用してもデータベースの著作権には触れないのではないか、ということになる。

この点に関しては、もしもそこでユーザ側の創造的検索作業の結果として取り出されたデータ群が、何らかの商業的行為へと結び付くような形で使われたとしたら、それは著作権の侵害行為にあたることも考えられる、といった解釈も出てこよう。

このあたりになるとかなり微妙なケースバイケースの問題であり、今後の具体的な判例等の積み重ねが常識をつくっていくことになろう。

② ダウン・ローディングの問題点

日経テレコンなどの商業データベースでは、ダウン・ローディングを現在一切認めていない。オンラインで取り出したデータは、その場でディスプレイを通して読むか、プリンターに出力させたものを読むしかない。新聞記事の原文にしても、その要約にしても、それをユーザ側がファイルに落とす、すなわち、ダウン・ローディングして加工したり、再利用したりはできないようになっている。

データベースの利用規定やユーザ遵守事項の詳細に関しては、契約書の内容について述べる章で改めて記述するが、データベースのサービス提供側としては、そのデータベースのなかに蓄えられた個々のデータの著作権問題は、頭を痛める問題となる。

ユーザに自由勝手にダウン・ローディングされ、コピーされて様々に利用されるようでは、個々のデータの著作権者からクレームが出るであろう。レンタル・レコード業やレンタル・ビデオ業と同様の問題をデータベース産業も抱えてしまう。

この問題に関しては、昭和63年4月から本格的なデータベースの供給サービスを行うエレクトロニック・ライブラリー(略称EL,社長:小暮剛平電通社長)での対応が今後の参考になりそうである。

ELは、各種新聞、雑誌の同一項目に関する記事の見比べ(横断検索)やSDI(予約情報サービス)、またファクシミリと連動した「ニュースの出前」などユニークなサービスを売りものとしているが、著作権問題を明瞭にしたということも、その特色の大きなひとつとして打ち出している。

要は、情報提供者が著作権を放棄したものについてのみ、利用者に提供するすることになる。

このELに情報を提供する新聞は、大手全国紙から業界紙まで30社ほどにものぼるが、こうしたELでの著作権をめぐる動きに関してある全国紙は以下のように述べている。

「ELは社会的問題にもなっている無断コピーの氾濫時代に、著作権者保護の先導的役割をはたすことにもなる。しかし、著作権を重視するあまり、利用者側の求めるものを、なんでも提供することはできないというジレンマもあり、苦しいところだ。」(朝日新聞1987年11月4日付朝刊)

2.1.4 国際的な動向

「データベース白書」の1987年版には、データベースの法的保護の国際的動向として、アメリカ、イギリス、オーストラリアの例が掲載されているが、どれも日本における著作権法一部改正法と基本的には同様の発想をもっているものであるということが理解できる。

例えば、アメリカにおいては、「新技術による著作物の使用に関する国家委員会」(通称CONTU)が1975年に設置され、データベースの問題に関しても検討がなされたというが、そのCONTU最終報告書(1978年発表)によれば、

- ① データベースは編集著作物(Compilation)であり、したがって著作権保護の対象となること。
- ② 著作権により保護されるのは、個々のデータではなく、データが体系化されたものであるから、引き出された個々のデータを使用することはデータベースの権利侵害にならないが、データベースの相当部分を引き出し、それを複製することは、著作権侵害になり得ること。
- ③ コンピュータの記憶装置へ蓄積することは複製の一形態と考えられること。

などが指摘されているという。

(『データベース白書1987』p293参照)

ここで言われていることは、日本の改正法に盛り込まれていることとほぼ同様の内容であることがわかる。この報告書がちょうど今から10年前のものであることを思うと、やはりこの分野においては、日本よりも一時代前を駆けているアメリカの姿を思わざるをえない。

著作権がより拡大されて、知的所有権といった形で大きく注目されてきたのも、日本に先駆けてアメリカでのことであった。そのアメリカでは、現在の日本とは較べものにならないほど多くのデータベースが実際に利用されており、また商業的に成り立っているものも数多い。その一つの、あるデータベース・サービスの案内リーフレットを見ると、近頃、著作権をまったく放棄する意味の'NONE'の表示がついているものが目立つようになってきた。

先に上げたELの事例の際にも指摘されていたが、著作権を考慮するあまり、ユーザのニーズに十分に答えられずに客を失うというパターンは、商業データベースにとっては、やはり致命的なことである。そのあたりのジレンマは著作権を問題にする時、いつもついてまわらざるをえない事柄となる。

2.1.5 今後の課題

昭和62年1月より施行された著作権法一部改正法により、日本でもデータベースが産業として十分に展開されるための法的な基盤整備はおおよそ固まったといえることができるであろう。その具体的な内容は以上に述べてきた通りである。

そうした法的な整備をうけてか、昭和62年の5月には、文部省が国立大学の教官や職員が作成する学術論文のデータベースの著作権に関する帰属基準を決めた。それによれば、データベースおよびプログラムで、国に帰属するのは、(1)国立学校特別会計の経費で作成された場合、(2)民間などとの共同研究や受託研究で作成し、学内審議機関が国に帰属すると判断した場合に限り、それ以外のデータベース、プログラムの著作権は作成した教官、職員に帰属する(日本経済新聞1987年5月30日付朝刊)ということになった。

これによって、国や教官らは、研究の副産物として蓄積されたデータベースによって明確な形で収入を得られるようになり、また民間企業等も研究者との契約によって自由にデータベースやプログラムを利用できるようになった。

費用が発生するにせよしないにせよ、著作権の問題が明確になっているということは、学術や経済また文化の進展に寄与することが多い。今後ますます著作権、あるいは知的所有権が問題になってくるだけにその感をますます強くする。

新たに多くのデータベースが作られるに従って、先に取り上げたような地図データベースの無断使用をめぐる法廷闘争といった類の著作権をめぐる紛争は増えていくであろう。

個々の事例の細かな問題に関しては、ケースバイケースで、判例が積み重ねられていく中から徐々に明確になって行くものもあろう。

今後の課題としては、データベース作成に当たってのアイデアやまたそのシステムといったものにも著作権などの法的保護がおよぶか否かといったことが問題となってくるかもしれない。アメリカでは、アイデアや仕組みなどに対しても保護を及ぼそうといった動きがすでに出てきていると聞く。

そうした点が注目されるほどに、データベースが日本でも産業として盛んになる時代はもう既に始まっている。

2.2 加入等の契約条件にみるユーザ遵守事項

データベースを利用して情報検索を実行するためには、対象となるデータベースごとにプロデューサまたは代理店と加入契約を結ばなければならない。例えば、国内データベースのJOISでは日本科学技術情報センター(JICST)とまた、国外データベースのDIALOGは日本販売代理店とユーザが契約を結ぶことになる。

いずれの契約にも、データ販売の権利擁護のために出力した電子的機械記録ないしその複写による第三者への転売、または公示を禁止する条項が付されている。いわゆる、ダウンロードの禁止である。

一方、実際の利用に際しては、非同期通信ソフトウェアにダウンロード(アップロード)の機能が付されていて、出力の加工・編集・整理が実質的に行われているのが実情である。加えて、米国、ECではすでに2,400bpsを超えるデータ伝送が緒についており、ドット・プリンターによる出

力情報の機械的な同時出力は限界をこえて不可能となり、事実上ダウンロード(アップロード)の手順を踏まざるを得なくなっている。また、ワークステーション利用の場合でも、一旦プロセッサまたはディスクに落とした上でアップロードしなければならない。このように、契約上の利用制約条項と、技術革新の進んでいる伝送データの受信技術とが実際にはミスマッチを生じ、契約条文をこえて事実が先に進んでいる。そこで、本項ではこうした問題意識のもとに、内外主要のデータベースについて、加入契約条文中に現れる制約条項を抽出、整理した。

1) 国内データベース

国内の主要なデータベースにつき、利用制約の条項をまとめたのが表 13 である。

いずれのデータベースも、その利用をユーザの内部に限り、営利を目的として他に配布することを禁じている。

さらに、ダウンロードについて明確に禁止しているのは、JOIS、NIKKEI TELECOM、PATOLIS-漢字、COSMOSの4つである。これらのうち、COSMOSを除く3つのデータベースについては、使用を「ビデオ画面」と「プリンターによる印字」に限るとしている。例えば、PATOLIS-漢字では、利用約定書第12条で次のように明文化している。

「PATOLIS-漢字の利用は端末機によるビデオ画面の表示、またはプリンターによる印字に限るものとし、電子計算機可読記録、その他の方法による利用を行ってはならない。」

このように、国内データベースには原則として厳しい利用条件が課されている。

表 13 国内データベースの利用制約

国内①

| データベース | 利用制約の条項 |
|---|---|
| <p>JOIS (日本科学技術情報センター)</p> | <p>〈JOIS利用約定書〉</p> <p>第10条 JOISの利用は、端末機におけるビデオ画面上への表示、またはプリンターによる印字に限るものとし、電子計算機可読記録、その他の方法による利用を行ってはならない。</p> <p>2. 出力物を印刷、または電子計算機可読記録の方法によって複製、または編集を行ってはならない。</p> <p>3. 出力物を、利用者自身、あるいは利用者自身と雇用関係にある者の、調査研究の目的に供するほか、JICSTに無断で複製、編集または第三者への配布を行ってはならない。</p> |
| <p>NEEDS-TS (日本経済新聞社)</p> | <p>〈本サービスの一般条項〉</p> <p>5. 顧客は、本サービスを顧客の組織内に於ける内部利用に限るものとし、本サービスに係るデータ、予測、分析もしくはサービス・ドキュメント等を他に配布しないことに同意する。さらに顧客は日経の書面による承諾なしに第三者に本サービスを利用させないことに同意する。</p> |
| <p>NIKKEI TELECOM (日本経済新聞社)</p> | <p>〈本サービスの一般条項〉</p> <p>4. 顧客は、本サービスを顧客の組織内に於ける内部利用に限るものとし、本サービスに係るデータ、フロッピー・ディスクもしくはマニュアル等またはそのコピーを第三者に提供しない。またデータの再生は、データ伝送サービスを除き、パソコンのディスプレイでみること、プリンターによるハードコピーおよびそのコピーに限る。さらに顧客は日経総販の書面による事前の承諾なしに組織外の第三者に本サービスを利用させないことに同意する。</p> |
| <p>NEEDSデータテープ (日本経済新聞社)</p> | <p>〈利用契約書〉</p> <p>6. 本サービスは利用者および利用者に関連する者の内部使用に限られる。利用者は日経の事前の書面による承諾なしに本契約で利用承諾されたデータを第三者に売買、譲渡、刊行、配布、伝達してはならない。但し利用者とは日経がかかる売買、譲渡、刊行、配布、伝達についての追加利用料の支払を書面で合意した場合を除く。</p> |

| データベース | 利用制約の条項 |
|--------------------------|--|
| PATOLIS-漢字 (日本特許情報機構) | (利用約定書) 第12条 PATOLIS-漢字の利用は、端末機によるビデオ画面の表示、またはプリンターによる印字に限るものとし、電子計算機可読記録、その他の方法による利用を行ってはならない。 2. 出力回答を印刷、または電子計算機可読記録の方法によって複製、または編集を行ってはならない。 3. 出力回答を、利用者の研究調査の目的に供する以外は、無断で複製、編集または第三者への配布を行ってはならない。 |
| COSMOS (帝国データバンク) | (契約書) 第10条 この契約の有効期間中はもとより、契約終了後も、甲は、データベースについて、その全部であると一部であるとを問わず次の行為をしてはならない。 (1)データベースを甲の社内の用途以外での目的のために、編集、加工、複製または使用すること。 (2)データベース(編集、加工したものを含む)を他に使用させ、またはその使用権を他に譲渡し、もしくは他人の権利の目的とすること。 (3)データベースを機械可読形式に編集、複製すること。 (4)第三者をして以上の行為をさせること。 |

2) 国外データベース

国外の主要なデータベースの利用制約の条項をまとめたのが表14である。

いずれのデータベースも、その利用をユーザの内部に限り、商業用に利用することを禁止している。

さらに、ダウンロードの禁止は、国外のデータベースでも同様である。DIALOG、ORBIT、MDC・NEXISいずれのデータベースもダウンロード禁止を明文化している。ORBITとMDC・NEXISは、利用を「ディスプレイ画面」と「プリンターによる印字」に限るとしている。

表 14 国外データベースの利用制約

国外 ①

| データベース | 利用制約の条項 |
|---|---|
| <p>DIALOG</p> <p>(日本販売代理店 丸 善(株) (株)紀伊國屋書店)</p> | <p>(利用限定)</p> <p>(11) いかなる場合も利用者および利用者によって代理される第三者は、DIALOGサービスから受領したデータを機械可読形式で複写あるいは送信したり、現行のデータベース使用細則に記載された制限に従い、一時的に機械可読可能なコピーを作成する場合を除き、データを機械可読形式で保留することはできません。但し、データベース供給機関が事前に許可した場合を除きます。更に、DIALOGサービスから受領したデータは、形式を問わず、移転、販売あるいは如何なる方法でも商業用に利用してはなりません。</p> |
| <p>ORBIT</p> <p>(日本販売代理店 ユサコ(株))</p> | <p>(約定書)</p> <p>第3条 (データベース利用上の制限)</p> <p>(2) 利用者は、当該データベース所有者との特別契約がない限り ORBITサーチ・サービスから得たデータをプリンターによる印字あるいディスプレイへの表示により利用するものとし、電子計算機可読記録による利用はできないものとし、</p> <p>(3) 出力された検索結果を印刷または複写することはできないものとし、</p> |
| <p>MDC・NEXIS</p> <p>(日本販売代理店 日本経済新聞)</p> | <p>(約定書)</p> <p>4. サービスの利用範囲</p> <p>顧客は本サービスの利用を顧客の組織内に於ける内部利用に限るものとし、日経およびMDCの書面による事前の了解なしに本サービスに係る情報・文書等を、他に配布しないことに同意する。</p> <p>また本サービスの情報の出力は端末機もしくはパソコン利用装置のディスプレイ画面、またはプリンター、あるいはその双方とし、他のいかなる媒体装置への出力を行わないことに同意する。</p> <p>顧客は本サービスを検索目的のみに利用し、本サービスの内容をいかなる形でも出版、放送、販売に供してはならず、またその内容に関して、MDC、日経もしくは第三者の著作権もしくは固有財産権を侵害する形で使ってはならない。</p> <p>(中略)</p> <p>さらに顧客は、MDCおよび日経が了解した場合を除き、その目的の如何んを問わず本サービス所収内の情報の全部または一部について、電子、電気、磁気、光学、レーザー、音響装置などの各種手段によってコピーを作成したり、維持してはならない。</p> |

3) パソコン通信

次に、パソコン通信におけるアップ・ロード・データの転載についてもみておこう。

表 15 は、国内の主要なパソコン通信について、ユーザ側での遵守事項等をまとめたものである。種別ごとに、利用制約のレベルが違っている。例えば日経MIXのように「利用者の内部利用に限定し、しかも情報は日経マグロウヒルに著作権がある」と、かなりきびしい条件のものから、PC-VANのように「内部だけに利用を限定」、あるいはCOARAのようにこれらについては何ら明文化していない、など多様である。

なお、日経MIX、JALNET、PC-VANはいずれも利用者が自らの利用以外の目的に供することを禁止している。例えば、JALNETではJALNETから得た情報を日本航空の許可なく出版、放送等に利用した場合、会員の資格が取消される。

このように、パソコン通信においても先にみたデータベースと同様に、利用を会員の自己のためにする利用だけに限っている。

パソコン通信のネットワークに記述された情報については、日経MIXとコミネットがサービス提供側に著作権があると明文化し、現在、問題点として指摘されている。文筆で生計をたてている人にとっては入会をためらうケースもあるといわれる。しかしながら、ネットワーク自体が未成熟のため、まだそれほど問題にはなっていない。今後は、こういった制約が申し込んだあとでないと会員規約がわからないといった不都合な点もあわせて、制約の妥当性自体が問題になることも考えられる。

表 15 会員規約におけるユーザ遵守事項および著作権について

| ネットワーク | 日経 MIX (日経マグローヒル) | JALNET (日本航空) | コミネット・ネットワーク (コミネット仙台) | PC-VAN (日本電気) |
|-------------|--|--|---|--|
| ユーザ 遵守事項 | <p>第2条 「日経MIX」の使用</p> <p>F: 会員が「日経MIX」を通じて得た情報は、会員が個人として利用する場合にのみ、コンピュータのメモリーに蓄えたり、操作、分析、印字、表示することができます。それ以外の目的で利用する場合は、著作者及び当社の事前の了解が必要です。</p> | <p>第11条 (会員資格の取消)</p> <p>1. 会員が次の各号の一にでも該当する場合は、日本航空は、当該会員の会員資格を何ら通知および催告することなく取り消すことができます。</p> <p>(4) JALNET から得た情報を日本航空の許可なく出版、放送等に利用した場合。</p> | | <p>(利用範囲の制限)</p> <p>第21条 会員は、PC-VAN サービスを利用することにより得られる情報を、当社の事前の承諾なしに会員自らの利用以外の目的で複製し、その他これを出版し、放送するなどその方法のいかんを問わず第三者による利用に供しないものとします。</p> |
| 著作権 | <p>第4条 日経マグローヒル社が行う情報の取扱い</p> <p>A: 日経マグローヒル社は、会員が「日経MIX」に入力した内容(プログラムを含み、電子メールを含まない)を、会員の名を伴って、その会員に対価を払うことなく、パソコン通信の商用サービスや他の媒体に出版、掲載、配布することができます。</p> | | <p>第八条 [CNS上の記述に対する権利]</p> <p>乙は、甲が公開を前提としてCNSに入力した情報を甲の事前承認がなく、かつ無償でCNSの広報活動その他を目的に、他のパソコン通信ネットワークその他の媒体に出版、掲載、配布することができる。</p> | |

2.2.1 ダウン・ローディング

先述のとおり、データベースの加入に当たっては、契約上で定められる規制条項がある。細かい点は普通常識的なものであるが昨今、常に問題とされるものに情報検索後の「ダウン・ローディング(ダウン・ロード)」の取扱いがある。

ダウン・ローディングとは、検索により収集したデータを、一旦ディスクやフロッピイに落とし電子的記録をするということであるが、検索結果をダウン・ローディングすることは、現実として一般に広く実行されている。これはパソコンの利用技術の一部として使用される非同期通信ソフトウェアが実務上でも必要不可欠な要素としてこの機能を設定していることと、現実問題として氾濫気味のデータを一々出力しては、後からの処理や加工が大変になるためアップ・ローディングして整理加工できるようにするためのツールとしての意義をもつ。その価値は大きい。

データベースのプロデューサ、ディストリビュータ、ディーラはこのような社会の実態をよく認識はしているものの、ダウン・ローディングを禁止した従来式の利用規定を捨てきれずにいる。目的は利権擁護であるが著作権の保護という大義名文を盾にしている節がある。また、このような禁止制約条項の生まれた時代と、ソフトウェアないしハードの進化した現在とは事情が異なるということを考慮していない。

米国では、社会の実情に合わせて、ダウン・ローディングに関する規定の修正・緩和を明確にし、「ダウン・ローディングしても、直ちに整理し加工すればよい」というデータベース供給者が出始めている。「規制してもチェックは事実上不可能であるし、競争の激しい社会であるからユーザを失うことになりかねない。データベースから得られる情報はデータであって、そのデータそのものでは役にたつ訳がない。データをダウン・ローディング、アップ・ローディングして整理加工により真のデータベース活用の道が開かれる。この原点にたって考慮すべきであろう。」という率直な表明を、米国での主要プロデューサの数々から聞いた。但し現実に基本条項の改正が一斉におこなわれないうちにまだ問題は残る。

注目すべきこととしてBRSの発行した「規制条項を示すデータベースごとの一覧“BRS Copyright and special usage regulations”」に、一切、利用規制をしないという“None”というファイルが出ていることで、総数146種のうち14のファイルが“None”となっている。この中にNTISなど、有力なプロデューサのあることが印象に残った。

いずれにしてもこの問題は早晩解決されるであろう。現に、通信速度が2,400 bpsの時代を迎えつつあり、従来型のドット式のプリンターでは出力可能の限界を超え、ダウン・ローディングして処理しなければならない状態へと移りつつあるからである。

契約で規制を承知で加入したからには当然遵守義務がある。データベースから得られる情報としてのデータはこれを加工し総合判断してインテリジェンスの形にして初めて活用できる。一般著作物を対象の著作権概念より、もっと利用目的に合致した高次の考えで運用すべきものである。ダウン・ローディングとアップ・ローディングという作業は、データの加工・編集・情報化という一連の作業過程での一駒にすぎず、目的とするものから外れば当然再検索という事になる。利権擁護からダウン・ローディングにこだわることは実態にそぐわない。この辺りを考慮して現実

的に処理するのが正当であろう。

2.2.2 代行検索の認可

「代行検索」という新語が出現したのは、JOISが代行検索認可制度を始めてからであり、その後、にわかはこの仕事が注目されて来た。ニュービジネスの波にのって、新規に始めようとする人や企業・機関も出てきたが、この作業をするには、「利用契約書に定める条項免除に関する別途契約」をしなければならない。

JICSTでは代行検索の指定レベルに適合すると認めた企業・機関に対し、JOIS利用約定書に定める制限事項(JOISの営利目的、および第三者への配布)の適用を免除するというシステムを取っている。認可を受けたものは信条として誠実に遵守しなければならない。また許認可のないものが代行検索をすることは、一切できないことは勿論である。

おわりに

(効率的なデータベース活用の指針)

ここで挙げる活用上の指針とは、いわゆるコテ先の技法云々ではない。本調査委員会の調査に則って、利用料金と規制条項をいかに会得し、合理的にデータベースを使用したらよいかの指針である。

まず加入に際しては、その必要性を主眼として決定する。有名だからとか価値がありそうだからなどという単純な動機で入らないようにする。月間ミニマム・チャージや会員制のものは慎重に決定しなければならない。前者も使用頻度が少なくなったら、さっさと脱退する。必要が生じたら、また改めて加入すればよい。えてして一度入ったら忘れてしまってムダな費用を綿々と払い続けるケースが多い。また心情として止めにくいなど、考える必要はない。

検索のノウハウは、血みどろの辛苦経験と失敗の試行錯誤から生まれる。ハウツウ式のエンターリーでは、成功も覚束ないレベルも上がらずコスト低減も望めない。本調査にはあげなかったが、効率的な検索の仕方次第でトータル・コストは大きく変わることを改めて認識し、不断の研修努力を積む必要がある。

ダウン・ローディングや著作権問題に拘泥するより、真に役に立つ情報とはどのような形になったものかを考えた方がよい。検索で得られるものはデータであることをもう一度考え直せば、データを徹底的に解析して総合し、その結果作り出された情報は、自然に新しい著作権を持つものとなる。また、ダウン・ローディングも直ちに加工整理することで新規のデータとなり、元の提供のものとは変わるから問題外となる。

「代行検索」とか「サーチャー」という言葉の響きにまどわされてはいけない。生み出す情報とは、それほど安易なものではないからである。便乗商法の横行にも注意した方がよい。これからの情報社会で生きた情報を生み出す者は単なるサーチャーではなくなっている。データを解析処理し、真に活きた情報を作り出す能力のあるアナリストが渴望される情勢に、確実になっている。

総じてデータベースごとの利用料金・条件に関する問題は、いろいろ悩むよりフランクに適当な経験識者に教えてもらった方がよい。しかも、時々刻々、条件や環境など実際が変化していくことを忘れないようにしたい。



この報告書は、日本自転車振興会から競輪収益の一部で
ある機械工業振興資金の補助を受けて作成したものである。

データベース利用料金・条件に関する調査報告書

発行日 昭和63年3月

発行 財団法人 データベース振興センター
東京都港区浜松町2丁目4番1号
世界貿易センタービル7階 郵便番号 105
電話 03(459)8581(代)

印刷所 株式会社 新栄印刷
兵庫県神戸市中央区相生町5丁目10番21号
神戸駅前ビル208号室 郵便番号 650
電話 078(681)6726(代)

(無断転載禁)

